

第6期 地域福祉実践計画

令和3年度 ~ 8年度

ともに支えあい みんなの笑顔が見えるまちづくり



はじめに

「ともに支えあい、みんなの笑顔が見えるまちづくり」をめざして

現代は、さまざまなことが便利になり、地域で助けあう必要性が低くなってきました。そのことによって近所付き合いの希薄化が進んでいると言われていています。しかしながら、地域には、介護や子育てなど、家庭だけでは対応困難な課題があり、少子高齢化や核家族化が進む中で、福祉サービスとともに地域における助けあいがますます重要になってきました。

このような状況の中、第5期地域福祉実践計画では、住民同士をつなぎ、そこに社協がつながるといふ考えのもと、「ふれあいサロン」への活動支援や、市民参加型事業の展開に力を入れてきました。苫小牧市の「みんなでふくし大作戦！」のミッションとして始まった住民自ら運営するふれあいサロンは、年々広がりを見せており、本会としても地域とつながる場として、とても有意義なものになっております。また、新たに地域課題や個別課題への相談員となるコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）と、地域支援の担い手づくりや見守り活動を支える生活支援コーディネーターが配置されました。このことにより、制度やサービスの狭間にある方への支援や地域の課題に対し、住民とともに解決する体制づくりが始まりました。

第6期地域福祉実践計画では、第5期計画の検証とともに、国が進める「地域共生社会」の実現に向け、市民参加による支援体制をさらに充実させ、お互いに助けあう地域風土をつくり「ともに支えあい、みんなの笑顔が見えるまちづくり」の実現を目指していきたいと考えております。誰もが安心して暮らせるまちづくりをしていくための方策として、今後もCSWや生活支援コーディネーターの体制を充実させていきます。また、市民参加型事業として、犬猫一時預かり事業、日常生活自立支援事業、成年後見事業など、市民ニーズに対応できる体制づくりを引き続き行っていきます。

今期の計画策定にあたっては、苫小牧市地域福祉計画と協働しており、6年間の計画といたしました。が、中間年の3年後には苫小牧市とともに見直しを行い、苫小牧市と連携して地域づくりを進めていきます。

私どもは時代の変化を的確に捉え総力を挙げて参りますので、これまで以上の御理解と御支援を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

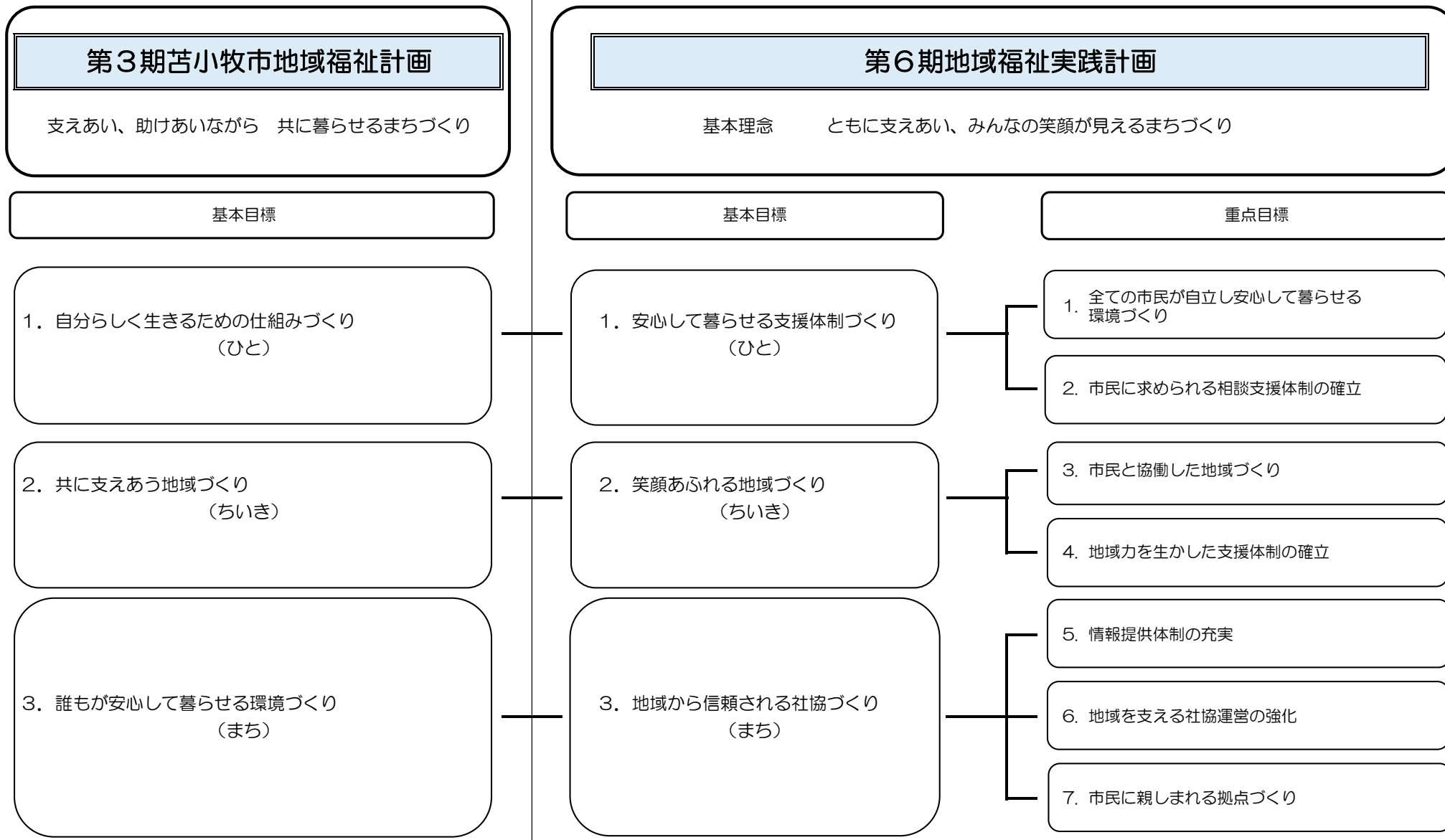
最後になりましたが、策定にあたり御支援御協力いただきました市民の方々や各関係機関に対しまして感謝申し上げます。

令和3年4月

社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会
会 長 渡 邊 敏 明



苫小牧市社会福祉協議会 第6期地域福祉実践計画体系図



目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 地域福祉を推進する 1
- 2 地域福祉実践計画のねらい 1

第2章 苫小牧市における現状と課題

- 苫小牧市におけるアンケート結果について 2
 - 1 世帯について 2
 - 2 地域との関わりについて 4
 - 3 地域福祉活動への考え方 7
 - 4 相談と情報 12

第3章 計画の基本事項

- 1 基本理念 14
- 2 基本目標 14

第4章 実践活動及び事業

- 基本目標 1 安心して暮らせる支援体制づくり (ひと)
 - 重点目標 1 全ての市民が自立し安心して暮らせる環境づくり . . . 15
 - 重点目標 2 市民に求められる相談支援体制の確立 19

基本目標2 笑顔あふれる地域づくり (ちいき)

重点目標 3 市民と協働した地域づくり 23

重点目標 4 地域力を生かした支援体制の確立 27

基本目標3 地域から信頼される社協づくり (まち)

重点目標 5 情報提供体制の充実 33

重点目標 6 地域を支える社協運営の強化 35

重点目標 7 市民に親しまれる拠点づくり 39

～資 料～

○ 苫小牧市社会福祉協議会の沿革 42

○ SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGs (持続可能な開発目標) 45

○ 用語解説 47

苫小牧市社会福祉協議会 第6期地域福祉実践計画

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉を推進する

社会福祉協議会の大きな役割である地域福祉の推進のためには、地域住民と協働したまちづくりが重要であると考えます。

市民との協働により、地域のために一人ひとりが福祉活動を実践的に捉え、社協とともに能動的に地域をリードすることが、更に充実した活動になると考えます。

それは、市民一人ひとりが課題に「気づき」、何ができるか「考え」、できることを「行動に移す」という市民参加を推進していくことであると考えます。

少子高齢化の進展する中においては、地域全体で福祉活動を進め、住民が主役になって住みやすい地域を構築することが求められています。

社協としても地域活動をサポートしながら、一人ひとりが笑顔で、ここに住んでいてよかったと思えるまちづくりを推進していきます。

なお、苫小牧市が策定する第3期地域福祉計画とは車の両輪の関係にあり、相互に補完して地域福祉の推進を図っていきます。

2. 地域福祉実践計画のねらい

苫小牧市社会福祉協議会では、介護サービスや委託事業だけでなく、住民主体の考え方から「ふれあいサロン」、「あんしん生活サポート事業」など地域住民と協働した活動を展開してきました。また、ボランティア活動や福祉学習、権利擁護等においても推進してきました。

今後も、市民と協働した事業展開を行ううえで、市民と理念を共有し、市民活動を支援していきたいと考えます。

そして、今まで以上に市民との協働をすすめ、地域福祉を推進するために本計画を定め、事業を推進していきます。

第2章 苫小牧市における現状と課題

○ 苫小牧市におけるアンケート結果について（令和元年苫小牧市アンケート調査抜粋）

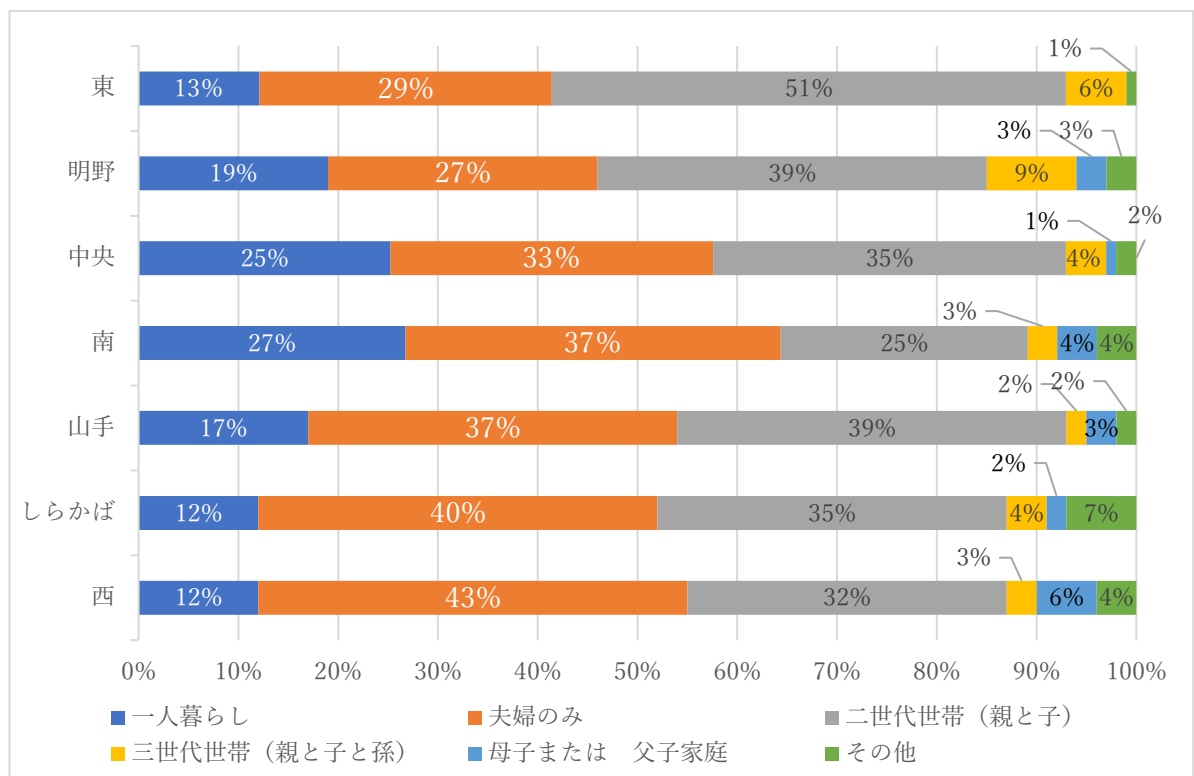
苫小牧市が地域福祉計画の策定にあたり行った市民アンケートの結果を一部抜粋し、苫小牧市における地域の現状を市内7つの包括支援センター圏域毎にまとめました。

苫小牧市の概要

	平成14年7月末	平成21年7月末		令和2年7月末		
	人口等	人口等	平成14年比	人口等	平成14年比	平成21年比
人口	173,001人	173,811人	810人増	170,550人	2,451人減	3,261人減
男性	84,586人	84,927人	341人増	83,463人	1,123人減	1,464人減
女性	88,415人	88,884人	469人増	87,087人	1,328人減	1,797人減
高齢者人口	27,184人	35,059人	7,875人増	49,823人	22,639人増	14,764人増
高齢化率	15.71%	20.17%	4.46P増	29.21%	13.50P増	9.04P増
生産年齢人口	120,298人	114,831人	5,467人減	99,765人	20,533人減	15,066人減

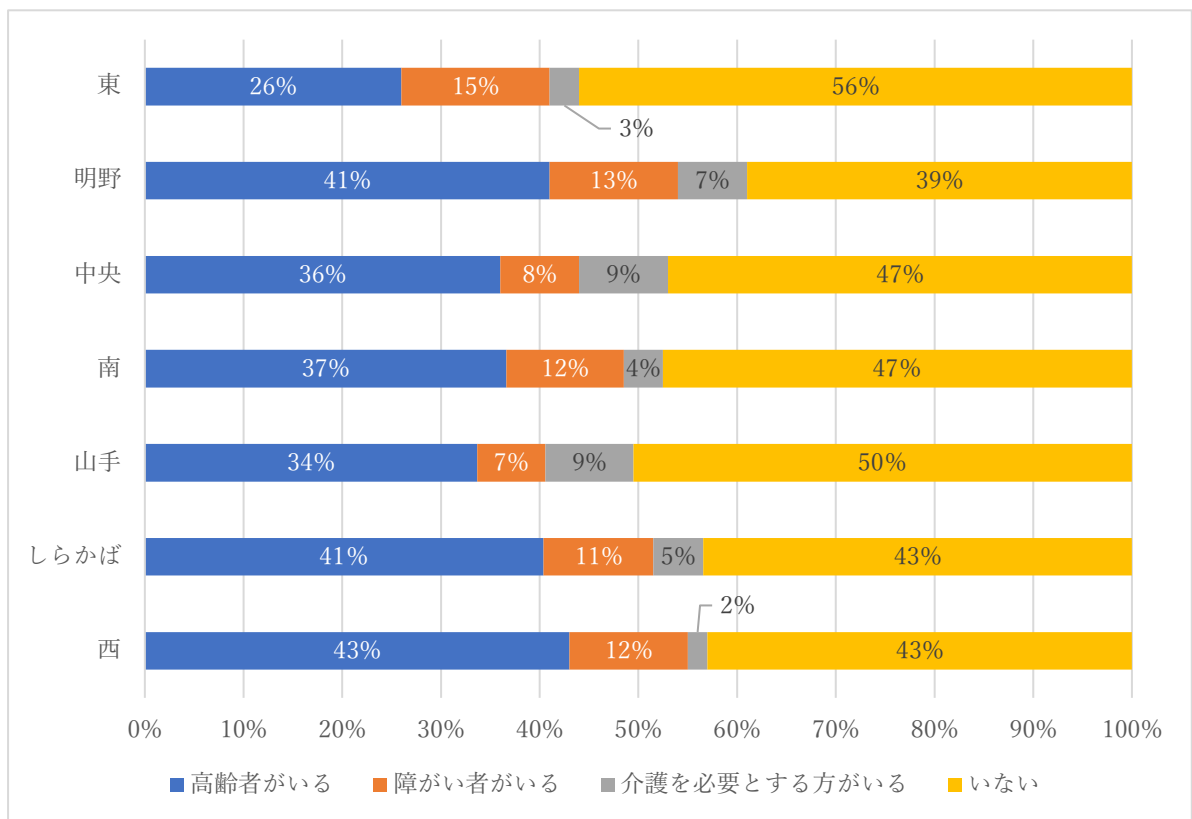
1. 世帯について

(1) 世帯構成を教えてください。



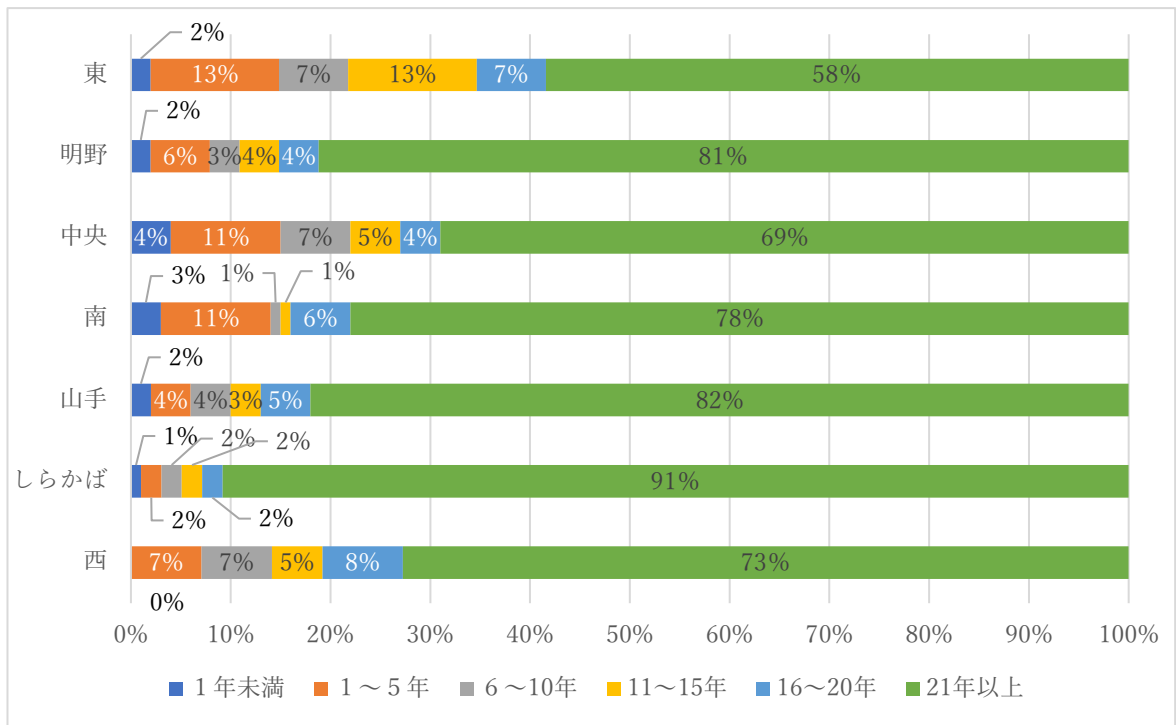
- 苦小牧市の人口は減少傾向ですが、高齢者は増加しており、高齢化率が 30%に迫る勢いです。ほとんどの圏域で夫婦世帯と二世帯世帯の合計が7割を超える結果となっており、苦小牧市でも核家族化が進んでいることがわかります。
- 新興住宅地がある明野・東包括圏域の東部地域は半数以上が親子世帯となっており、特に東包括圏域が半数以上と突出しています。しかし、三世帯世帯も他圏域より多く、両圏域で15%程となっております。
- 西・しらかば包括圏域の西部地域は、夫婦世帯が40%を超えており、今後、一人暮らし世帯が増えていくことが予想されます。

(2) 世帯に高齢者・障がい者の方はいますか？



- 全体の半数以上に高齢者や障がい者がおり、6%程度に介護を必要としている方がいることがわかります。
- 自立した生活を送っている方も多く、介護を必要としている方の支援はもちろんですが、自立した暮らしをしている方が、今後も安心して自立した生活を送れるような支援を行っていかねばなりません。

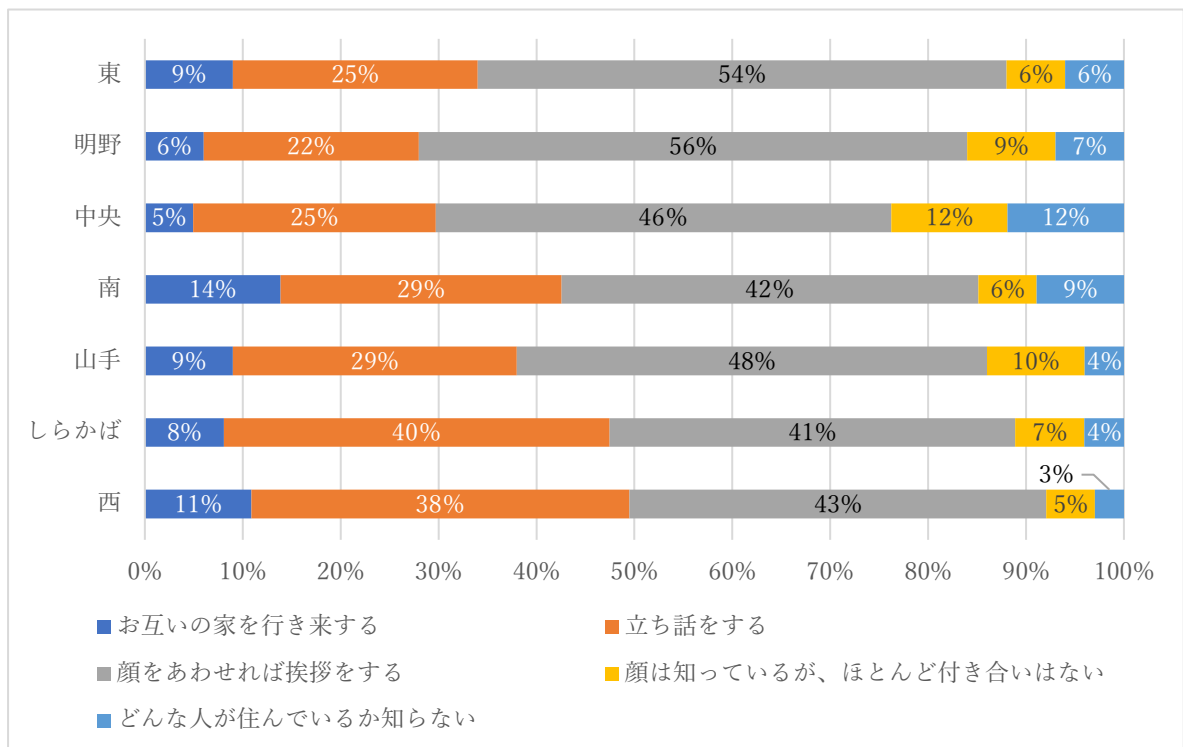
(3) 苫小牧市での居住年数について



○全体の7割以上が苫小牧市で20年以上暮らしており、長く苫小牧市に居住されている方が多くなっていることがわかります。

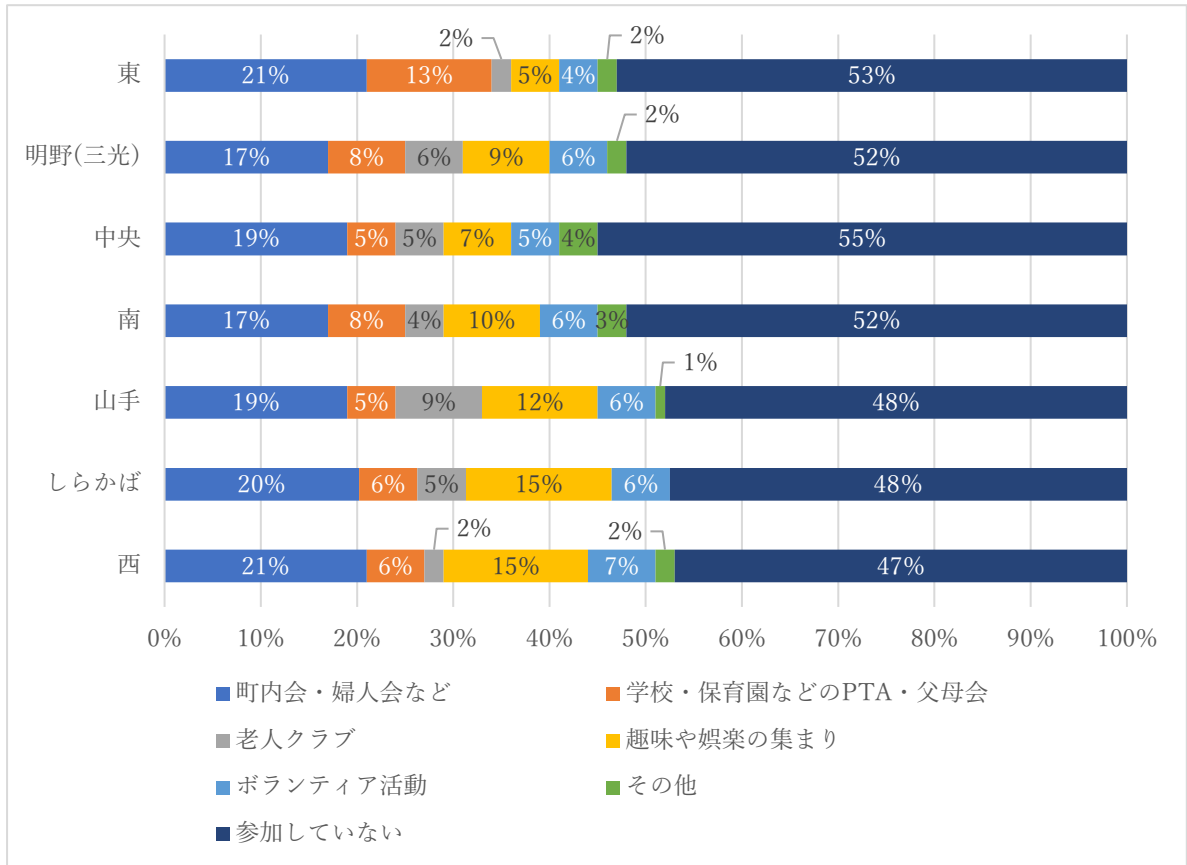
2. 地域との関わりについて

(1) 近所の方とどのようなお付き合いをしていますか？



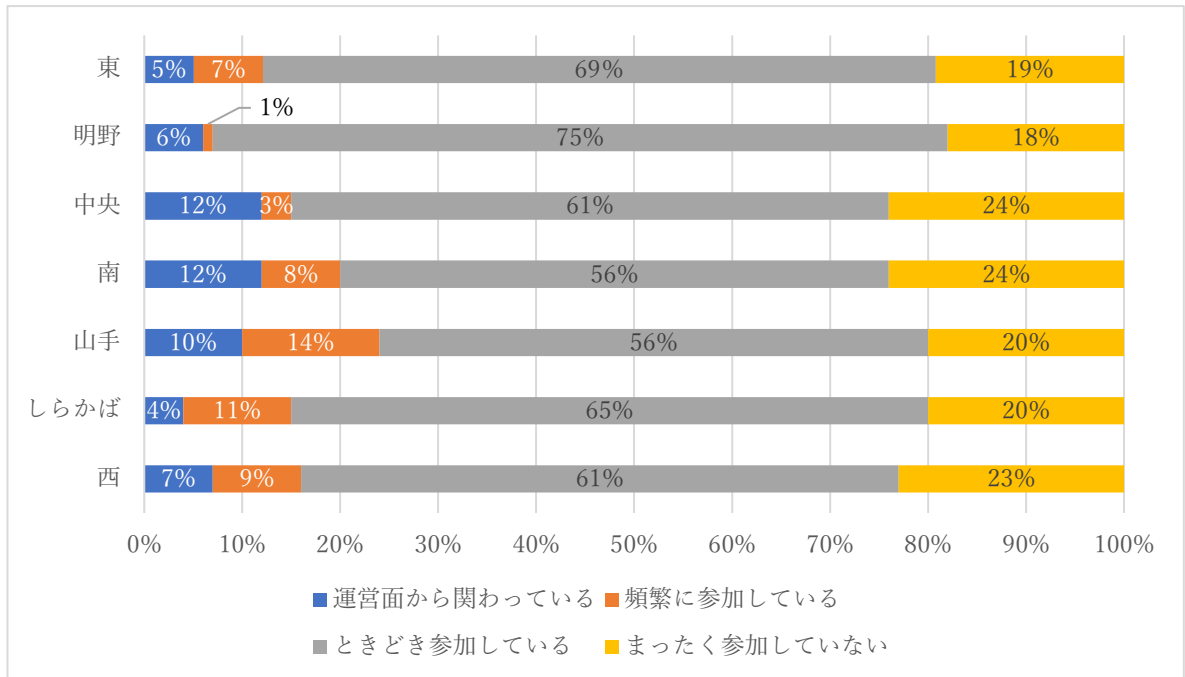
○隣近所とほとんど付き合いがない、どんな人が住んでいるかわからないと答えた方を合わせると全体の 14%で、隣近所と関りを持たない方は、少なくありません。特に中心部にその傾向が強いことがわかります。

(2) どのような地域活動に参加していますか？



○参加していないと答えた方が半数おり、町内会・女性部への参加は 20%程度にとどまっています。

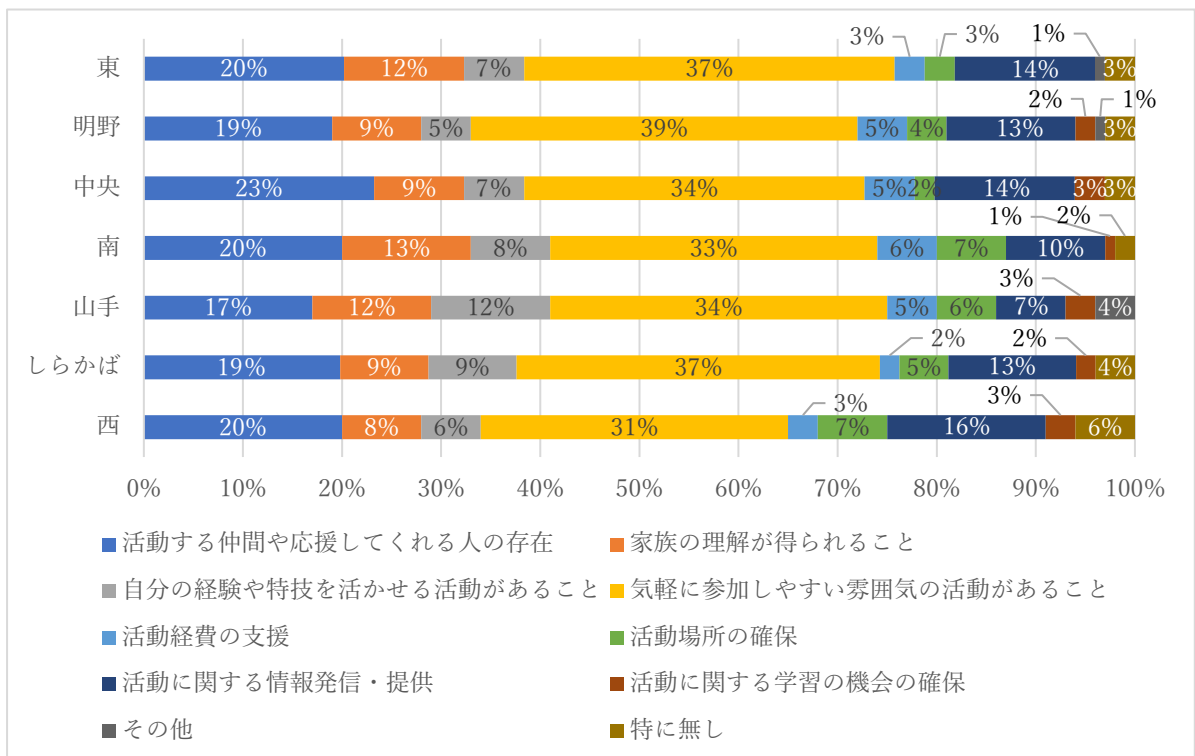
(3) 地域の行事にどの程度参加していますか？



○「時々参加」も含めると、各圏域ともに地域行事等へ約 80%の住民が参加しているのに対し、運営面からの参加はまだまだ少ない状況にあります。

○運営面から関わっている方も全体の 8%程度おり、頻繁に参加する方も 8%程度います。今後は、このように頻繁に行事へ参加している方などへの地域活動参加のアプローチをとっていくことが必要であると思われます。

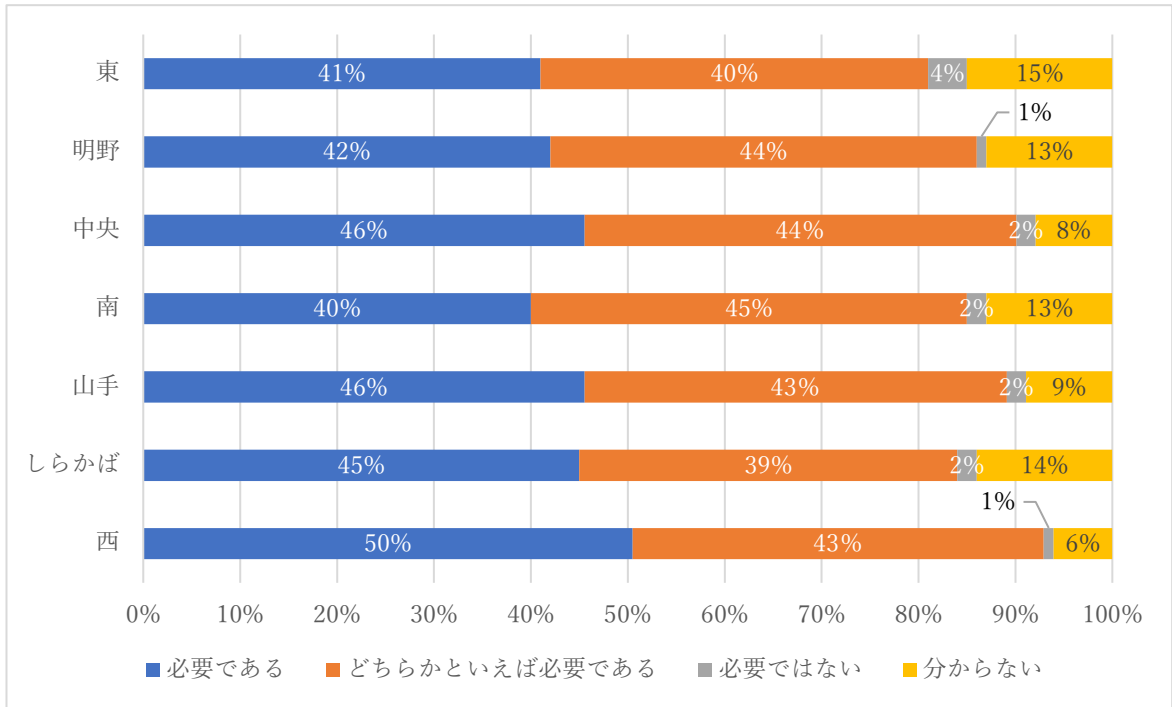
(4) 地域活動を活発にしていくために大切なことは？



○地域活動への参加について3割強の市民が「参加しやすい雰囲気」を挙げており、新たな人材確保に向けては、参加しやすい雰囲気づくりをしていく必要があります。

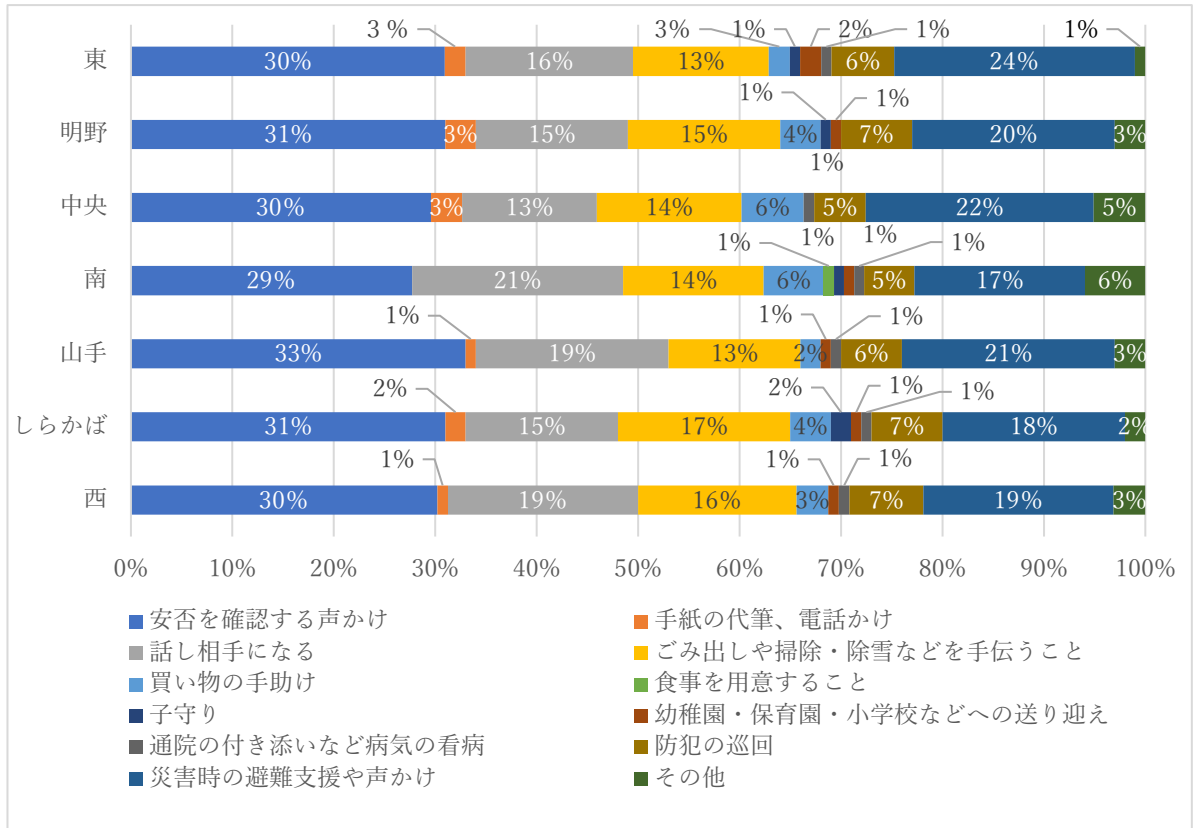
3. 地域福祉活動への考え方

(1) 地域の福祉課題に対し、地域住民の自主的な助け合いが必要であると思いますか？



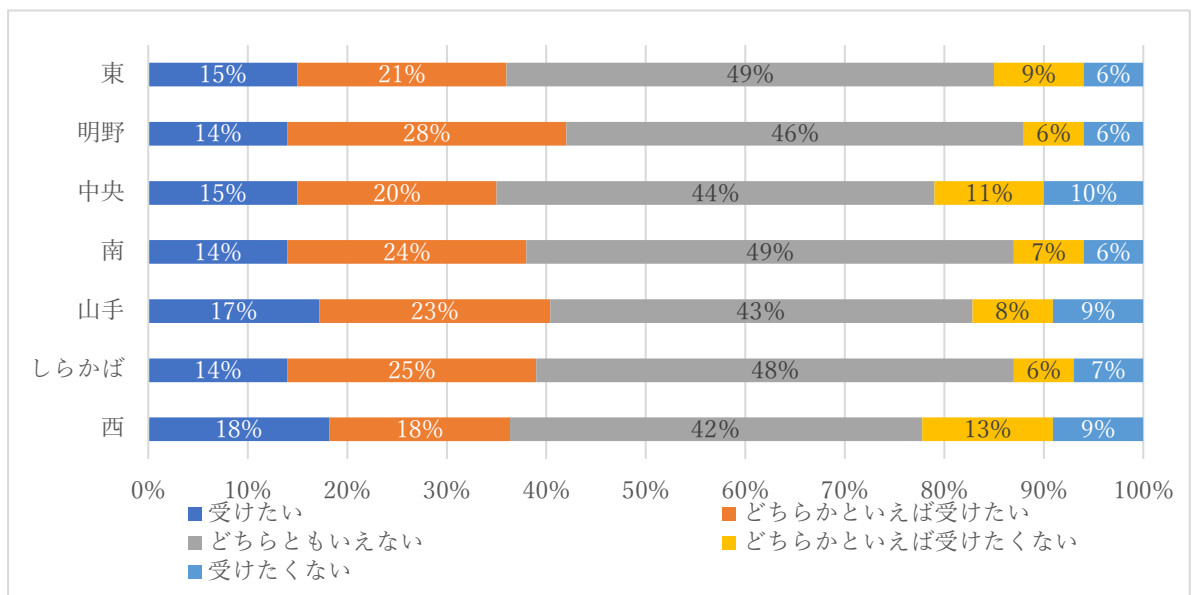
○地域における課題に対し、地域住民の自主的な助け合いは、「必要である」と回答した方に、「どちらかといえば必要である」と回答した方を含めると、77%がなんらかの助け合いの必要性を感じていることがわかります。

(2) 高齢者や障がい者、子どもなどがある近所に対して、あなたができることは何ですか？

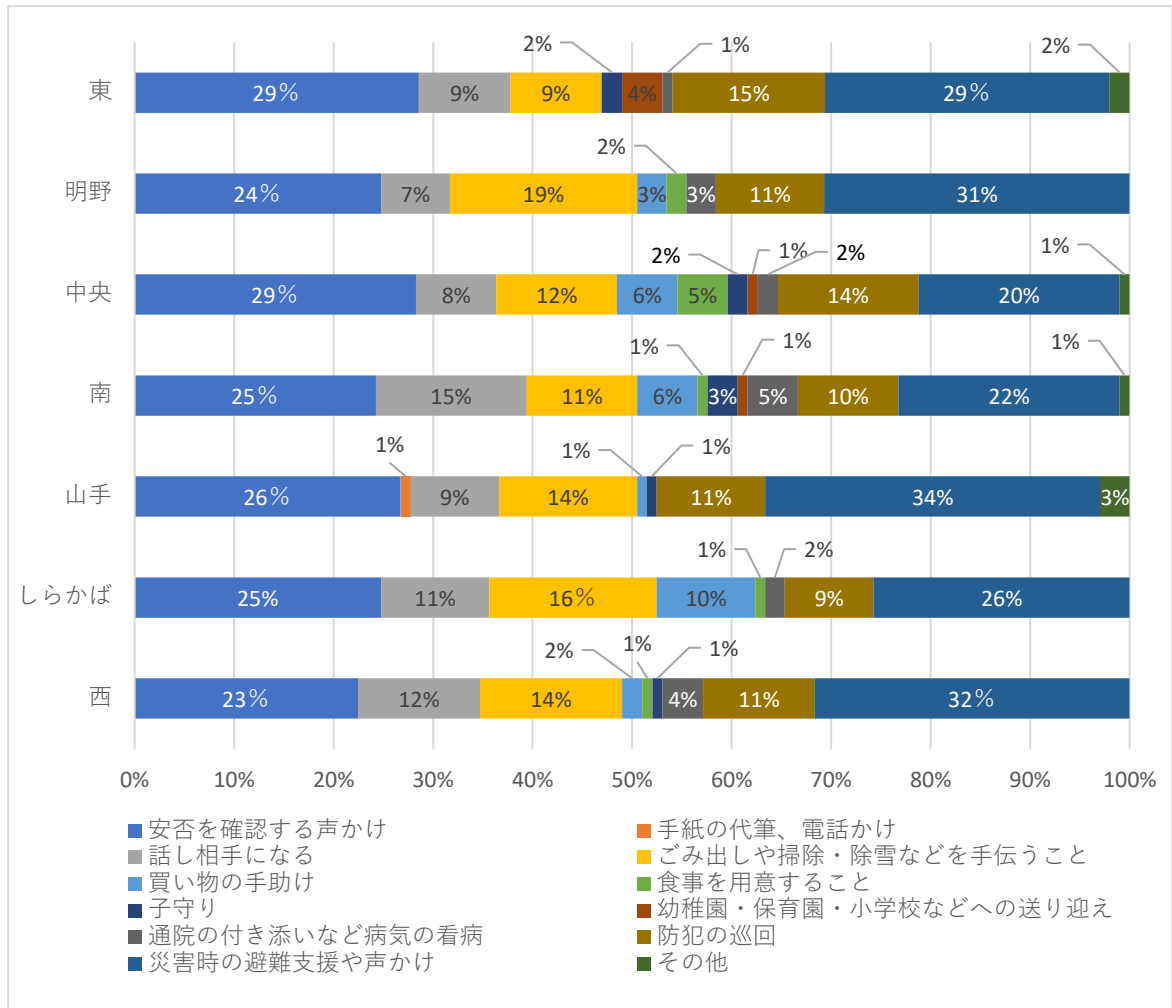


○どのようなことができるかという問いには、安否確認などの声かけの他、災害時などの緊急時における支援を挙げる方が多いようです。

(3) あなたは地域住民による支援を受けたいと思いますか？

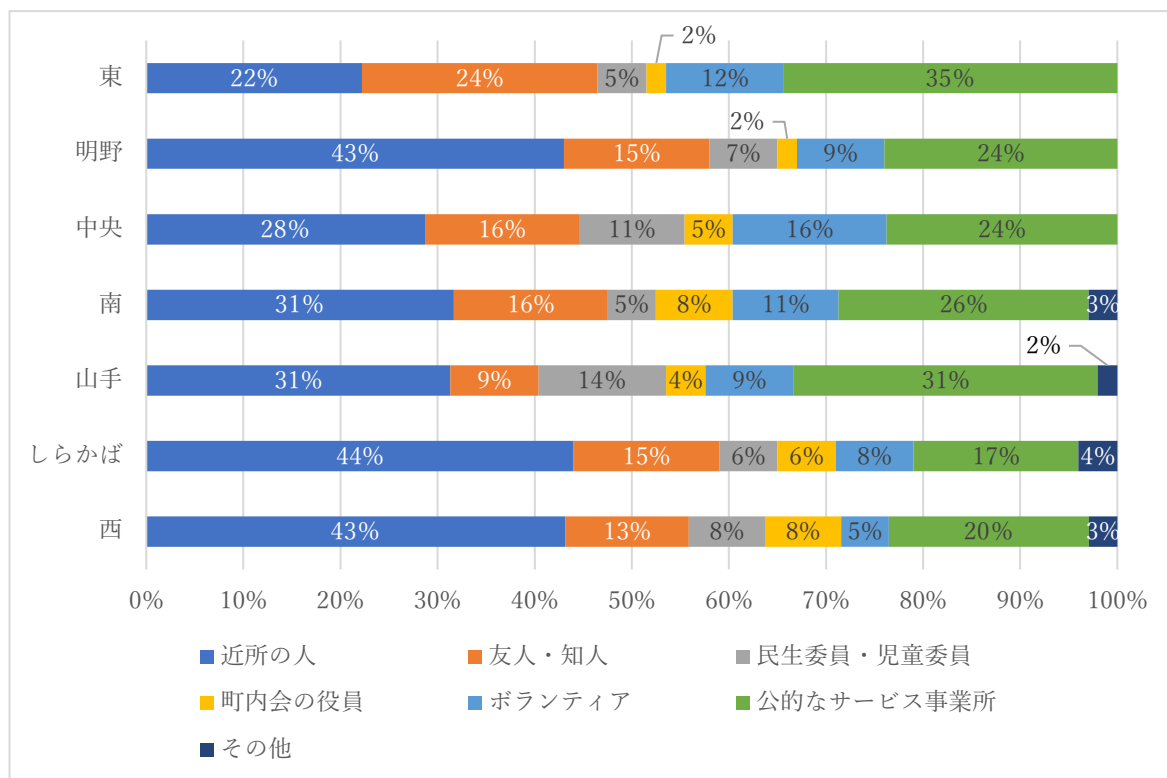


(4) あなたが受けたいと考える支援は何ですか？



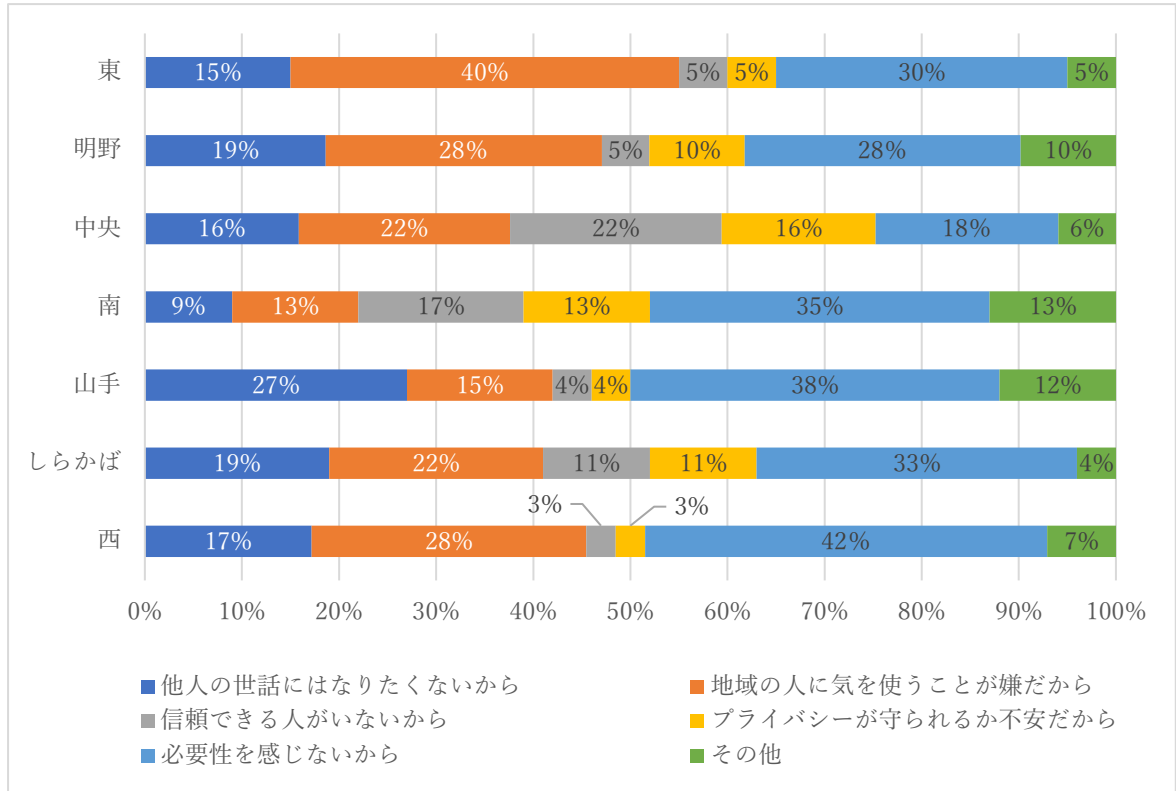
- 自らが支援を受けることについては、約半数が「どちらともいえない」と回答していますが、「受けたい」「どちらかといえば受けたい」合わせて、全体の 38%程度となっております。
- どのような支援を受けたいかという問いに対し、声かけや、災害時等の支援を挙げる方が多く、ニーズとできることが一致している結果となっております。
- 支援を受けることへの抵抗感が依然としてあることなどから、「どちらともいえない」という回答が多くなっているのではないかと考えられ、今後も助け合いの風土づくりが重要であるのではないかと考えます。

(5) 協力を受けるとしたら、誰にしてほしいですか？



○近所の人と回答した方が35%と最も多くなっており、特に西部圏域で4割を超え、近所の支援が必要であると感じている方が多い結果となっております。しかし、比較的若い世帯が多い東包括圏域では、近所と回答した方は2割程度にとどまっており、友人知人が他圏域に比べて多い結果となっております。

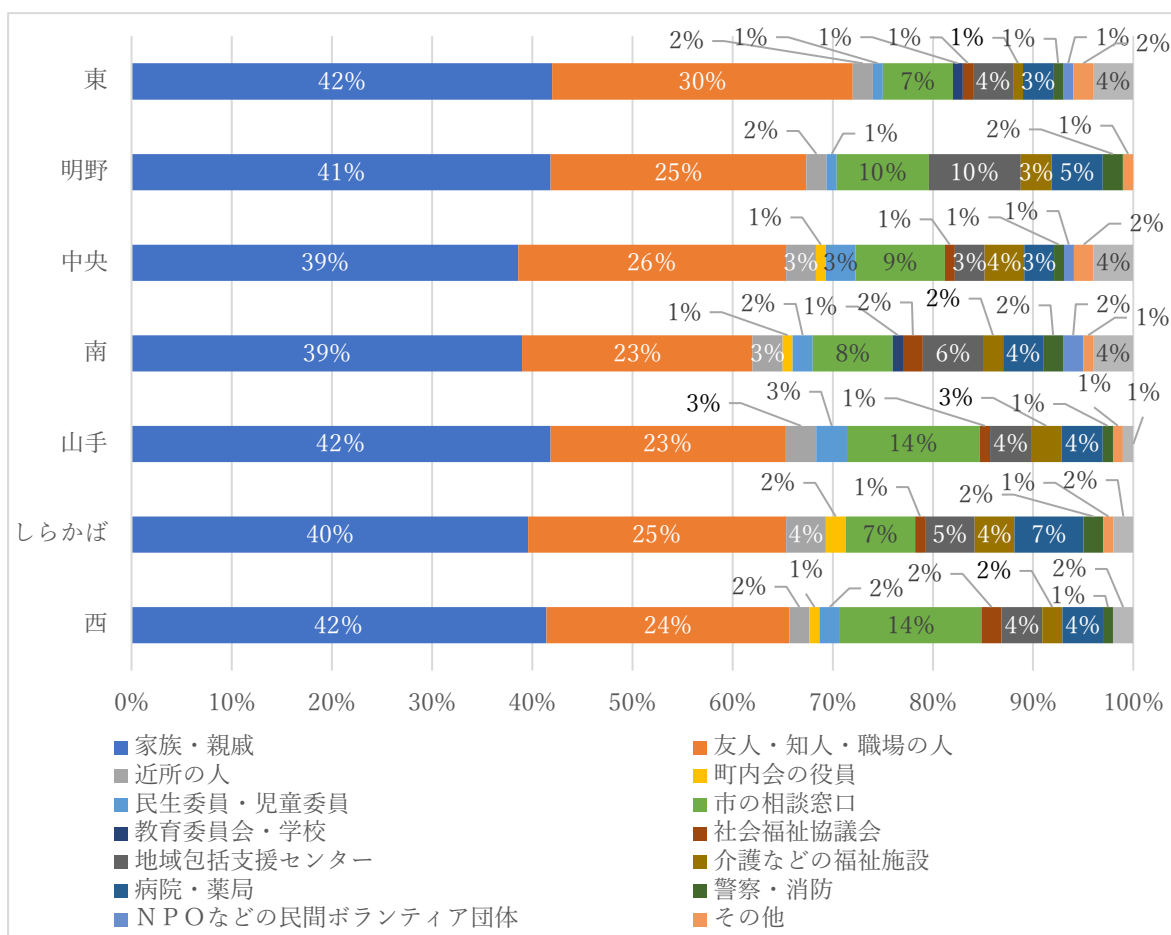
(6) 協力や支援を受けたくない理由は何ですか？



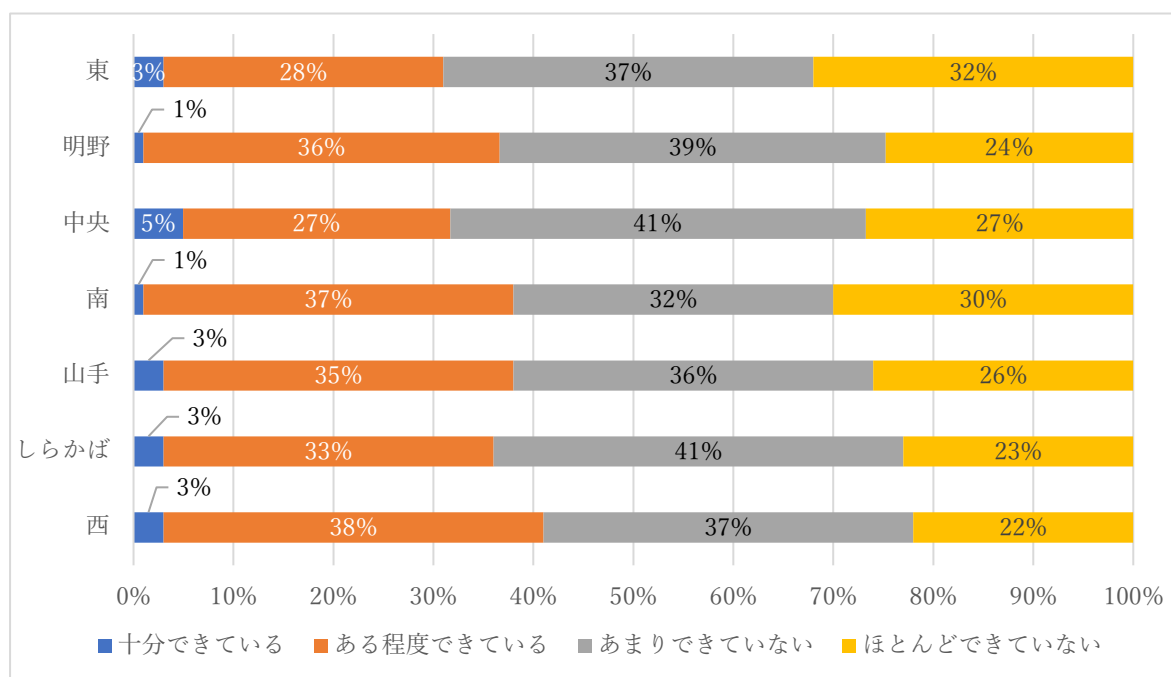
- 支援を受けたくない理由としては、「地域の人に気を遣うことが嫌だ」が多く、東包括圏域では40%の住民がそのように考えており、近所付き合いの希薄化が他圏域に比べて進んでいるように思われます。
- 「必要性を感じないから」と回答した方も全体の3割を超えており、便利な社会となり、自己完結できる若い世代に、地域での助け合いの必要性があまり感じられていないこともうかがえます。

4. 相談と情報

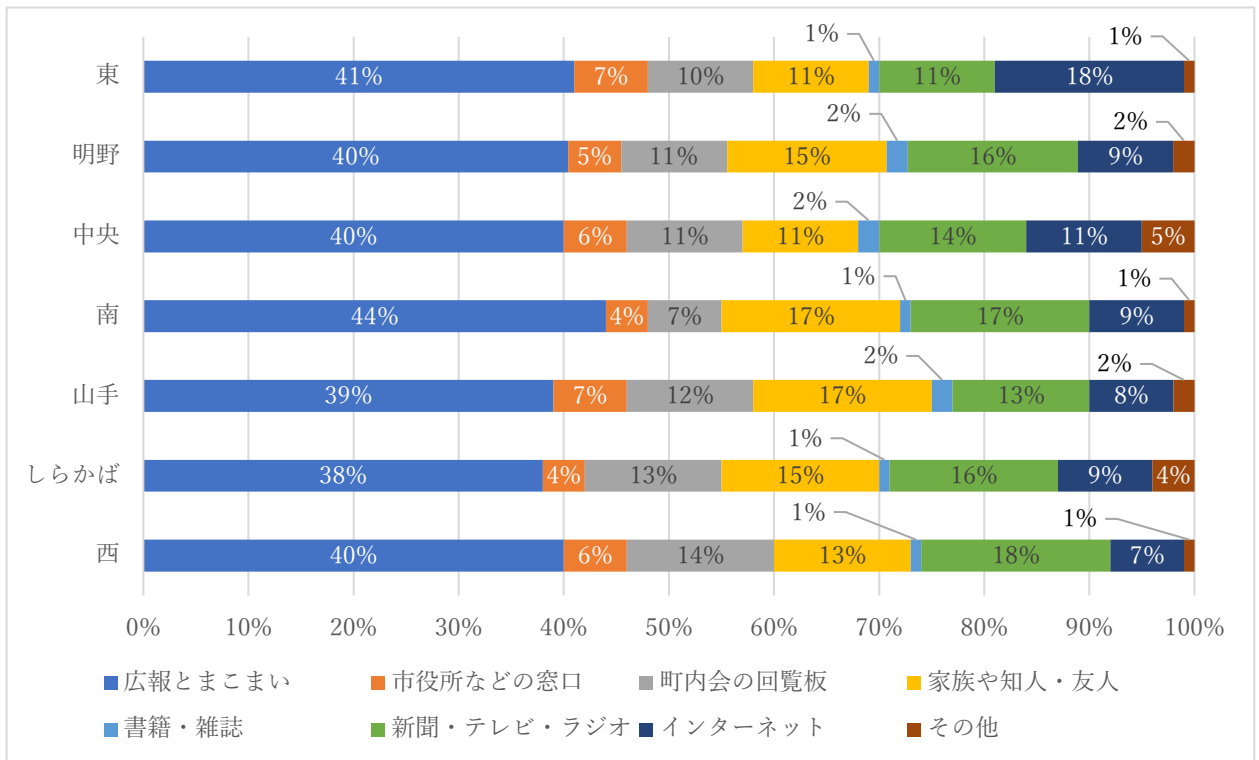
(1) 悩みや不安を感じたとき、誰に相談したいですか？



(2) 福祉サービスや施設などについて必要な情報は入手できていますか？



(3) 福祉に関する情報をどのような方法で得ていますか？



- 悩みや不安についての相談は、家族・親戚と、友人・知人で 65%となり、市の相談窓口は 10%、社協は 1%という結果になっています。
- 公的な相談窓口ではなく、家族や友人等への相談が多くなっており、社協はわずか 1%と少ない状況です。公的な相談窓口としても気軽に相談できるような体制整備が求められています。
- 情報については、福祉施設などの情報が十分に得られていると感じている方はまだまだ少なく、情報を得るといふ面では、十分な満足を得られていないようです。
- 情報ツールとしても、「広報とまこまい」が最も多く、社協が新たなツールとして始めた LINE や facebook などのインターネットツールは、全体の 10%と少なく、若年層の多い東包括圏域でも 18%にとどまっています。情報ツールとして、これからの普及が望まれます。

第3章 計画の基本事項

1. 基本理念

「ともに支えあい、みんなの笑顔が見えるまちづくり」

実践計画の策定にあたり、活力あるまちづくりのために、社協と市民が住みやすいまちづくりという目標に向かう活動であるということが重要であると考えます。

苫小牧市社会福祉協議会では、みんなが笑顔になり、市民と協働した支えあいのまちづくりのため、この基本目標を定めました。

2. 基本目標

基本目標達成のため、次の3つの柱を基本目標とし、市民との協働をすすめ、まちづくりを推進していきます。

第6期では、特に苫小牧市地域福祉計画とリンクし、「ひと」「ちいき」「まち」というキーワードを基に、個人から地域、地域から市全体へとテーマを分け、各取り組みに連動性を持ち、基本理念に基づく地域づくりを行っていきます。

(1) 安心して暮らせる支援体制づくり (ひと)

(2) 笑顔あふれる地域づくり (ちいき)

(3) 地域から信頼される社協づくり (まち)

第4章 実践活動及び事業

基本目標1

安心して暮らせる支援体制づくり

(ひと)

誰もが安心して暮らせる地域づくりをするためには、個々の困りごとを支援していかなければなりません。

この基本目標では、住民個々の課題に対し、社協として行政や関係機関などと協力しながら、サービスや制度の充実を図り、誰もが安心して暮らせる環境づくりを行うことを目標とします。

重点目標 1 全ての市民が自立し安心して暮らせる環境づくり

地域の方々が安心して暮らせるために、サービスの充実は必要不可欠です。切れ目のない支援を行えるよう、時代の変化に適応したサービスを充実させ、行政をはじめ、各関係機関と連携し、必要な市民に利用しやすく、わかりやすいサービスを推進し、自立した生活を支えていきます。

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
1	雪かきボランティア事業	毎年、500人程度のボランティア登録があり、220名ほどの方々が利用している。出動件数は、多い年で年間1,200件程となっている。	○除雪に訪問した時に声をかけられることで、孤独感が和らぎ安心できるという声が聞かれる。 ●地域によっては要支援者が多く、ボランティアが不足している。
2	給食サービスの実施	400名程の利用者に対して、年間90,000食を配食している。コロナ禍の中、配食施設での感染者発生、災害時等に仕出組合で配食が途切れないようサポートいただくことについて話し合いを進めている。	○市民の認知度も高くなり、申請件数は微増で安定している。 ●減塩食、低カロリー食等の療養食を希望する方が増えている中、ニーズに十分な対応ができていない。
3	愛の一声運動の実施	対象者250名程度で推移しており、配付時の異変察知から早期発見につながり、多くの命が救われた。	○企業の協力のもと、地域全体で見守る意識に繋がっている。 ●安否確認のための事業であるという認識を持っていない方がいる。
4	車いす・福祉車両の貸出し	車いすは、年間平均280件の利用、車両は50件程の利用となっている。	○車いすについては、企業の寄付や修理ボランティアにより一定台数を確保しており、利用ニーズも多い。 ●福祉車両が経年劣化により更新が必要で、財源の確保が困難。



中学生による雪かきボランティア



給食サービスイメージ



事業内容	担当	事業区分
除雪に困っている高齢者等とボランティアのコーディネートを行い、市内のボランティア活動、さらには企業ボランティア活動の推進と支えあう地域づくりを進める。	地域福祉課	市受託事業
65歳以上の方で身体的・精神的な状況から安定した食生活を確保することが困難な方々へ、月曜日～土曜日の間夕食を配食する。バランスの取れた食事を提供し、配食時の安否確認を行い、関係機関との連携を強化しながら利用者の生活の向上を図る。	くらし支援課	市受託事業
独り暮らし高齢世帯等を対象に、地域の民生委員と乳酸菌飲料販売員の協力のもと、飲料の配付を通して声かけ、安否確認を行う。	くらし支援課	市補助事業
介護や通院などで車いすを必要とする市民を対象に、一時的に無料で車いすを貸出する。また、車いすを使用している方の外出支援として、平日の日中帯に無料で福祉車両を貸出する。	総務課	独自事業

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
5	在宅介護者の集いの開催	自宅で介護している方同士による交流や情報交換の場となっている。毎回、参加者が定員まで達している状況。	○この集いをきっかけに、交流の場が広がり、参加者同士のつながりが生まれている。 ●参加者の顔ぶれが固定化している傾向がある。
6	かぎ預かりサービス事業	利用者は15名程度となっており、鍵を預かる協力施設も11施設と増加している。事業開始からの出動5件。	○利用者からは、安心して暮らせるという声が聞かれる。 ●利用希望者がいても、協力者がなかなかいない。
7	訪問介護・自立支援のサービスの充実	介護保険制度創設時から事業を行ってきており、当時から利用者も多い。専門職の退職などで、縮小傾向にある状況。社協ならではの、地域との関わりを持ちながらの支援を継続。	○介護専門職と地域福祉担当との連携により、介護保険に限らず幅広い支援ができています。 ●介護専門職の確保が困難になっており、事業の縮小が懸念される。
8	居宅介護支援		
9	介護認定調査業務	苫小牧市からの受託が終了してからも、他市が保険者になっている苫小牧在住者の認定調査業務は継続している。	○介護認定調査のスキルを維持し、介護支援専門員の介護認定についての見極めが的確にできる。
10	歳末たすけあい運動の実施	毎年、共同募金委員会の活動として、12月に実施してきた。年々募金額も減少しているが、要保護世帯の義援金対象者も減少傾向にある。	○世帯収入などに関係なく、必要に応じて支援を行える。 ●義援金の対象基準を明確にすることが困難である。
11	無縁仏供養法要	身内のいない方を供養し、毎年8月に関係者参列のもと、苫小牧仏教会の協力を得て法要を行ってきた。	●年々参列者のほとんどが関係者となり、減少傾向にある。

赤い羽根 街頭募金



事業内容	担当	事業区分
介護者の高齢化による老々介護、また、ダブルケアや介護離職などが社会問題化している中、介護者の心身のケアを目的として、日頃の思いを話し合い、情報交換や介護知識の習得など、気軽に集える機会を介護経験者等の協力を得ながら支援する。	地域福祉課	独自事業
ひとり暮らしの高齢者が、安心して生活をしてもらうことを目的に、地域の福祉施設の協力を得て事前に自宅の鍵をお預かりし、日常の見守り活動などから、本人に突然の異変が生じるなど必要な場合に、自宅の鍵を解錠し安否確認を行う。	地域福祉課	独自事業
サービス利用者が住み慣れた自宅で自立した生活をしていただけるよう、居宅介護支援事業所等の関係機関と連携、情報共有を図りながら、必要なサービス提供（身体介護、家事支援、移動介護等）を行う。	地域福祉課	独自事業
利用者の生活課題と家族の意向を確認しながら、利用者を主体としたケアプランを作成し、地域包括支援センターや介護サービス関係事業所、地域住民等と連携し、利用者が地域で生きがいを持って暮らせるよう支援する。	地域福祉課	介護事業
要介護認定対象者に行う介護認定調査を適切に行えるよう、研修を受けながら調査業務のスキルアップをしていく。	地域福祉課	介護事業
共同募金運動の一環として、募金活動に協力するとともに、年末に援助を必要とする人への支援活動や、地域住民が支えあい、安心して暮らすことができる為の様々な福祉活動の支援を図る。	くらし支援課	独自事業
市内で身寄りがない方や行き倒れ等で身元が分からないままお亡くなりになった方に対し、供養法要する。	くらし支援課	補助事業



重点目標 2 市民に求められる相談支援体制の確立

市民がさまざまな課題を抱える中、それを支える相談支援体制の充実は大変重要です。市民ひとりひとりの人権と権利を擁護していくため、今計画では、成年後見制度を中心とした相談支援体制を充実させていきます。

また、コミュニティソーシャルワーカーの配置を充実させ、サービスだけで支えることのできない方に対し隙間のない相談支援を行います。

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
12	C S Wの配置	苫小牧市の支援を得て、令和2年度までに3名を配置し、相談体制を充実させ、相談支援を行ってきた。	○サービスの利用拒否などの困難ケースなどへの対応について、病院の相談員等から相談が増えている。 ○複合的な問題を抱えたケースで力を発揮できている。 ●遠方の家族からの相談も多く、支援調整で困難な場合がある。 ●認知度が低いためか、ケース対応について関係機関に相談しても、好意的でない場合がある。
13	関係会議への参加	地域包括支援センターの地域ケア個別会議、圏域会議には全てC S Wや生活支援コーディネーターが参加している。最近、病院でのケースカンファレンスが増えている。	○社協の役割分担について、理解してもらえるようになってきた。 ○連携ができてきており、スムーズな支援が増えた。 ●関係機関における社協の事業目的や地域福祉推進についての理解度が低い。
14	心配ごと相談・ 無料法律相談	専門の相談員が、生活上の心配ごとへの相談を行ってきた。無料法律相談の利用件数は定員に達している。	○法律等、専門的な相談に対して、無料法律相談と適切にすみ分けができています。 ●専門性が求められる相談が増加している。
15	生活福祉資金等の 貸付事業	貸付件数は年間350件程度となっており、生活を立て直すための事業としてニーズがある。また、応急資金貸付では、生活保護受給世帯の利用が多い状況。	○応急資金貸付については、生活困窮相談で対応した方へ、生活保護まで至らないように応急資金を活用できるように行政と連携してきた。 ●滞納世帯への償還指導を行ううえで、十分な体制がとれていない。



事業内容	担当	事業区分
<p>制度の狭間にある方や複合的に課題を抱える方、また、課題を抱えながらも支援を拒否している方などが、地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、年齢や制度分野を問わず、総合的に相談を受けて支援を行う。</p> <p>そのために行政や関係機関と分野を横断した連携、さらには地域住民の福祉活動に働きかけながら、対象となる方の「くらしを支える支援」を行う。市内の地域包括支援センターの各圏域（7圏域）に配置し、①断らない支援、②社会参加への支援、③地域づくりに向けた支援という包括的体制整備における3つの柱を実践するとともに重層的支援体制を進める。</p>	地域福祉課	市補助事業
<p>地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等の関係機関が開催する連携会議をはじめ、地域福祉を推進するうえで必要な会議へ積極的に参加する。</p>	各課	—
<p>市民の心配ごとや悩みを解消するため、相談者の立場を十分に配慮し適切な助言を行い、解決の方向性を提示すると共に、必要に応じて弁護士やその他の専門職等へつなげる。また、高齢者や心の病を抱え、来所相談や電話での対応が困難な方へ、訪問相談を拡大すると共に各機関が実施する事業と連携を図る。</p>	くらし支援課	市受託事業
<p>貸付の支援を必要とする市民に対し、背景にある「世帯の生活課題」を把握し、その課題解決に向け自立相談支援機関や民生委員等と連携しながら借入れ相談から償還完了に至るまで継続的な相談などの支援を実施する。</p>	くらし支援課	市補助事業 道社協受託事業

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
16	日常生活自立支援事業 の推進	利用登録者が30名を超えており、道内でも利用が多い。実際に支援を行う生活支援員の登録も令和2年度現在で56名となっている。	○生活保護受給者の安定的な生活維持につながっている。 ●契約までの支援では、潜在ニーズの課題整理のため、時間がかかることが多い。
17	成年後見支援センター	行政や裁判所と連携し、制度の利用について市民に浸透しつつある。近隣町との広域化、中核機関化に向けた体制づくりについて協議してきた。	○市民後見人が誕生し、全国的にもモデルとなる仕組みになっている。 ●広域化に向けての協議については、具体的な体制がとれていない。
18	法人後見事業	成年後見に関するさまざまなニーズに応えるため、法人後見を実施してきた。市民後見人養成の実務研修の位置づけとしても、後見支援員の活躍の場としても成果を上げてきた。受任件数も年々増加している。	○受任したケースを後見支援員が担当し、そのまま市民後見人への受任へとつながる仕組みが確立された。 ●法律家などの専門職が必要とされない身上配慮のケースが多く、受任ケースが増加し、担当支援員が不足してきている。
19	(新規) 緊急事務管理事業	日常生活自立支援、成年後見制度の相談においては、経済的虐待などのケースでは、契約・受任前に緊急対応をしなければならない。そのため、要綱の作成に着手した。	○緊急対応については、必要に応じて行っている。 ●契約・受任前の通帳の預かりや支援について、要綱等の整備が必要である。
20	フードバンク事業 への協力	フードバンク 苫小牧が行っている事業に対し、食材寄付の受け入れや、受け渡し窓口として協力している。本会窓口で、年間130件程度の利用がある。	○民間団体との連携事業として、事業継続ができています。 ○生活困窮者の支援としてニーズに応えられている。 ●食品の寄付が少なく、恒常的に不足気味である。

事業内容	担当	事業区分
高齢者や知的障がい・精神障がい者が地域の中で自分らしく自立した生活を継続していくため、各サービス利用に向けて、必要な支援者へ繋ぎ、生活環境を迅速に整える。また、経済的な安定を維持する事が必要な状況の方については金銭管理の支援を実施する。	くらし支援課	道社協受託事業
市民後見人の継続的な養成と支援を続けながら、成年後見人と成年被後見人との良好なマッチングの仕組み、市内の権利侵害の早期発見と対応の充実、高度な倫理的判断を行う専門職を養成し、フォローアップ研修等でのスキルアップを行う。 広域化や中核機関化へ向け、市はじめ、関係機関と連携して体制を整備する。	後見センター	市受託事業
在宅生活をしている知的障がい者や精神障がい者の支援を充実するため、積極的に後見人を受任し、後見業務を担う後見支援員の質の向上のため、研修を実施する。また、日常生活自立支援事業との連携を図り、適切な支援を受けられるよう支援体制を構築し、支援員の充実を図る。また、権利擁護推進のため、成年後見事業の認知度を上げるための事業を展開する。	後見センター	独自事業
虐待ケースなど、財産や健康の保護などが図れない場合等において、民法に基づいて緊急的に通帳や印鑑の保管や、年金の受け取りを本人とともに行う。	後見センター・くらし支援課	独自事業
市内のNPO法人を実施主体とする「フードバンクとまこまい」に協力し、生活困窮により、食べる物も無い状況の方に対して、寄贈を受けた食材を提供するとともに、状況に応じて生活困窮者自立支援事業等へつなげるなど、生活困窮からの離脱に向けた支援を各関係機関と連携して行う。	くらし支援課	独自事業



市民後見人養成講座の様子



基本目標2

笑顔あふれる地域づくり

(ちいき)

多様化、複雑化する地域の課題に対し、サービスだけで支えていくことは困難であり、地域住民との協働が重要です。

支えあい活動の必要性と効果について市民に働きかけ、市民の笑顔があふれるまちづくり活動を充実させていくことを目標とします。

重点目標 3 市民と協働した地域づくり

市民参加型事業の充実を図り、人材の発掘や研修を充実させていきます。

そのために、参加しやすく、わかりやすい研修を行い、地域の担い手づくりに向けて取り組み、社協とともにまちづくり活動を協働で取り組める体制づくりをすすめます。

また、地域共生社会実現のために、これからの地域を担う子どもたちに向けた福祉学習などを充実させていきます。

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
21	小中高校生を 対象とした 福祉学習の推進	適切な福祉学習を行えるよう、長年にわたり本会が支援してきた。年間、20校程度、150学級以上で福祉学習を行っている。	○福祉学習について、社協が行っていることが周知されてきている。 ●講師が不足している。 ●外部講師の謝礼について、学校で予算化されていないことが多い。
22	ボランティアスクール	小学校から高校生までを対象に、それぞれ福祉施設での介護体験や、地域での見守り活動などを通じ、支えあいの大切さを学ぶ機会として開催してきた。	○参加者が市内施設へ就職するなど、この体験が福祉人材へつながっていることもある。 ●特に高校生の参加者が少なくなっている。
23	福祉人材バンク	胆振・日高を管轄しており、浦河町や新ひだか町、伊達市、室蘭市で出張相談を行っている。周知活動に力を入れてきた。	○周知活動の成果として徐々に利用実績が増加傾向にある。 ●高校生など、学生に向けた周知活動が不足している。 ●苫小牧市以外の地域での相談しやすい環境づくりが必要。



人材バンクによる職場説明会



事業内容	担当	事業区分
<p>小中高校生が、ボランティア活動や様々な人との出会いを通じ、自分自身が価値ある存在として、共に暮らす地域の一員としての意識を持ち、主体的な気づき、または活動を育むことを目的に、教育機関の協力を得ながら、様々な福祉学習の場を提供していく。また、講師の確保や財源について、各関係部署へ求めていく。</p>	地域福祉課	独自事業
<p>小学生から高校生をそれぞれ対象に、施設や地域で介護体験を行い、命の尊さや助けあいの学びを行う。また、高校生の参加を促していく。</p>	地域福祉課	市受託事業
<p>福祉の仕事を探している方と人材を求めている福祉の職場をつなぎ、多様な人材の福祉分野への促進を進める。また、関係機関等と連携し人材バンクの機能強化と実績の向上をめざす。さらに、胆振・日高管内への出張相談や福祉職場説明会、マンパワー講習会等を実施する。</p>	くらし支援課	道社協受託事業

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
24	ボランティアセンター の機能の充実	地域における様々な課題や、今後ますます増加傾向にあるボランティア活動の分野に求められるニーズを多様な活動主体と共有できる関係性を引き続き強化し、協働できる体制の構築に努める。	○今までにないニーズが増えており、活動の幅が広がっている。 ○運営委員数を増員し、幅広い分野の方たちから意見をいただける。
25	ボランティア活動への 理解促進と活動の推進	・ボランティアの需給調整（随時） ・運営委員会の開催（年2回）	●ボランティア登録者の高齢化による登録解除の増加。 ●若い世代の参加が少ない。
26	介護支援いきいき ポイント事業	ボランティア登録者が400名を超え、協力施設も100カ所程になっている。活動件数も年間平均で、2,500回を超え、介護予防とともに、ボランティア活動へのきっかけとしての役割も担っている。いきPカフェとして、登録者の交流機会も開催。	○登録者・協力施設とも徐々に増加している。 ○いきPカフェ（登録者の交流）では、事務局との接点生まれ、マッチングがスムーズになった。 ●施設だけでなく、在宅での活動対象範囲を広げたい。
27	活動内容、テーマに合ったボランティアの養成	点訳・朗読・傾聴のほか、市民ボランティア講座など、テーマ別に講座を開催し、ボランティアの養成をしている。	○テーマ別に開催したものについては、それぞれの活動団体へつながっている。 ●傾聴ボランティアについては、参加希望者が多く、定員に達するとお断りしている。 ●若年層の参加が少ない。
28	シニア層の社会参加	以前、50歳以上のボランティアデビュー講座として開催し、当初は参加者が多かったが、専門講座の種類が多くなり、参加者が減少した。	○50歳以上のボランティアデビュー講座では、参加対象が明確であると参加者が増えた。 ●年々参加者が減少してきた。



事業内容	担当	事業区分
ボランティア活動の推進を目的に、ボランティアに関する相談対応を通して地域におけるニーズを把握し、市民の思いを様々なボランティア活動につなげるコーディネートを行う。そのために広く市民を対象に、世代を問わず、ボランティア活動に関する情報の提供、研修、講座等を開催する。	地域福祉課	独自事業
市民を対象としたボランティアへの理解、関心を広げ、活動を推進していくための様々な研修・講座等を開催する。また、継続的にボランティア活動を推進するために定期的な情報提供やフォローアップの場を提供するボランティア登録制度の充実を図る。	地域福祉課	独自事業
地域で生活する高齢世代の方々が、いきいきと地域の中で活躍の場を広げられるよう、介護支援ボランティア活動を通じて介護予防を推進するとともに、要介護・要支援高齢者に対する主体的な地域支えあい活動を推進するための事業を実施する。	地域福祉課	市受託事業
点訳・朗読ボランティア、傾聴ボランティアなど、内容に合わせて人材の養成と技術向上を目的に、ボランティア団体の協力をいただきながら少しでも多くの市民に参加してもらえるような講習会を開催する。	地域福祉課	市補助事業 独自事業
定年退職者などのシニア層が、いきいきと暮らし、地域活動へ参加してもらえるよう、シニア向けの講座を開催する。	地域福祉課	市補助事業



各種ボランティア講座



重点目標 4 地域力を生かした支援体制の確立

地域住民の自主性を尊重し、支えあいのまちづくりのため、地域のふれあいサロンの開催支援をはじめ、ボランティアセンターフェスティバルの開催など、市民参加による事業の充実を進めていきます。

また、赤い羽根共同募金についても、財源確保だけでなく、支えあい活動としての理解を深め、活動の活性化を図ります。

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
29	ふれあいサロンの推進	平成23年の苫小牧市の「みんなでふくし大作戦！」のミッションとして始まった。当初4ヵ所だったものが、現在、67ヵ所まで広がっている。今後も、増加することが見込まれ、社協のアンテナ的な役割として、地域ニーズの把握する場になっている。	○認知度が高くなっている。 ○社協との接点として、地域ニーズの把握などで、大きな成果を上げている。 ○市民の手作りなので、介護予防としても効果がある。 ●サロン運営者の担い手が不足してきている。 ●参加者の移動の確保について課題となっている。
30	災害ボランティアセンターの整備	災害ボランティアセンターの開設、運営マニュアルを作成、改定してきた。毎年9月に、職員とボランティア、行政で設置訓練を行い、万が一の時の連携体制を構築してきた。感染症対策に配慮したマニュアル作成を検討中。	○訓練を行うことで職員の動きの確認だけでなく、ボランティアと行政職員との役割分担を共有できてきた。 ●災害に備えることについて、機材や備品等の整備が必要である。
31	ボラセンフェスティバルの開催	ボランティアの交流と、市民に活動を知ってもらうための事業として開催してきた。来場者は600人を超え、協力ボランティアも60名程度となっている。	○普段、ボランティアと関わりが少ない方への周知ができています。 ●ボランティアと一緒に作る企画であったが、最近では、社協担当が主導になりすぎている。
32	共同募金への協力	港まつりや、市内各イベントでブースをつくりPR活動に努めてきた。グッズ販売が好調であり、企業による募金付き自動販売機の設置も15ヵ所と広がってきている。	○グッズ販売が好調であり、とまチョップのピンバッチは人気がある。 ●若い世代への理解が不足している。 ●募金額が減少している。 ●助成の方法について、適正で公平な方法を検討する必要がある。



事業内容	担当	事業区分
<p>地域住民の関係づくりに大きな成果を挙げている事業であり、今後も、介護予防や住民参加の機会として「ふれあいサロン」の開設を呼びかけ、気軽に地域の住民同士が集う機会をつくることを支援する。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>市補助事業</p>
<p>災害時に災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げて運営することや、防災・減災の意識を高めるため、平常時から苫小牧市と連携・協議し、職員、地域住民を対象とした講習会等を開催する。そのための、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを随時見直していく。苫小牧市との協定締結を進める。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>独自事業</p>
<p>ボランティアの活動を紹介し、活動者同士の交流を深め、ネットワークを広げ、市民のボランティア活動の活性化を目的に開催する。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>独自事業</p>
<p>「赤い羽根共同募金運動」を支援するために、地域住民やボランティアとの連携を図り、共同募金運動への理解を深めるPR活動を実施する。</p>	<p>くらし支援課</p>	<p>独自事業</p>

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
33	出前講座	町内会やサロン、市内の学校も含め、福祉の学習や、社協の事業紹介、レクリエーション指導などを行っている。	○学校の福祉学習では、依頼が増加しており、活用されている。 ○サロンなどの出前では、出前講座をとおして、地域との関係が強くなり、地域課題の把握に繋がっている。 ●講師の確保、専門分野の外部講師の調整が困難になってきている。
34	男女平等活動促進事業の実施	男女平等社会の推進のため、起業相談やスキルアップを目指す講座や事業を展開してきた。	○助成金を活用した起業相談を独自に開始できた。 ○センターへ若年者の来館者が増えた。 ●各団体との連携が更に必要である。
35	生活支援コーディネーターの配置 (生活支援体制整備事業)	苫小牧市の委託事業として令和2年度までに第1層（市全域）を1名、第2層（包括圏域3ブロック）を3名配置している。地域課題の集約を行っているが、コロナ感染による地域支援対策として「たのしメール便」を発行した。	○2層のコーディネーターが複数になったことで、地域ごとの課題抽出ができるようになった。 ○担当圏域を持つことで、地域に根付いた活動ができるようになった。 ○地域の担い手づくりを進められるようになった。
	地域における集いの場の推進	ふれあいサロン事業と連動し、参加の呼びかけや開設に向けて支援を行ってきた。	●地域の課題が、十分な理解されていないこともあるため、話し合いの方法に工夫が必要である。
	地域における見守り活動等の推進	地域見守り活動事例集を発行し、見守り活動の推進を行ってきた。	
	地域における活動の担い手、生きがいづくりに向けた取り組み	担い手不足を解消するため、内容を専門的に特化したボランティア活動を検討してきた。得意なことだけに特化して活動する「だけボラ」として事業展開を検討する。	

事業内容	担当	事業区分
<p>社協が持つ福祉関連情報の提供や地域福祉の推進と社協活動への理解を深めるため、職員が直接地域に出向く出前講座を行う。</p>	<p>各 課</p>	<p>独自事業</p>
<p>女性のライフステージに応じた多様な働き方を支援するため起業相談やスキルアップを目指す事業を各団体と連携して実施する。</p>	<p>男女平等</p>	<p>市受託事業</p>
<p>地域包括ケアシステムの構築を目的に、地域包括支援センターや苫小牧市が設置する協議体と協議、連携しながら、高齢者が生きがいや役割を持ち、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、高齢者を含めた地域住民同士の「支える」「支えられる」という関係を超越して、地域の福祉力を高める支援を行う。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>市委託事業</p>
<p>地域における憩いの場である従来のふれあいサロンの推進をしながら、高齢者、障がい者、子どもなどの制度や世代を越えて、地域住民が相互に交流を図ることができる様々な形の居場所づくりを支援していく。</p>		
<p>生活に不安を抱える高齢者等を対象とした、地域住民による主体的な見守り活動を支援していくとともに、地域住民、専門職等とのネットワーク構築を図る。また、社会的孤立や社会的排除など、既存の制度での対応が難しい課題を地域住民と共有し、地域で支えていくための取組を支援していく。</p>		
<p>高齢者が、地域で生きがいを持って充実した暮らしをしていくために、福祉活動等を希望するグループが、地域の担い手として、主体的に行う活動を支援していく。</p> <p>地域での会議は、参加者がわかりやすい内容にしていく。</p>		

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
36	犬猫一時預かり事業	ペットがいることで入院できないというCSWの支援ニーズから、実施した市民参加型による事業として開始。	○預かりボランティアは、とてもやりがいを感じてくれている。 ○安心して入院治療できたという声がある。 ●多頭飼育のケースについて、対応できない場合もある。複数飼育している場合の支援方法が難しい。
37	各地域における 支えあいの成功事例 の周知・啓発	苫小牧市地域福祉計画における第6期地域福祉実践計画の新規事業ではあるが、令和2年度本会独自に「地域の見守り活動ホッとガイドブック集」を作成した。	○地域からは、活用できると好評である。 ●市民に活用してもらうために、見やすく、カラーで作成したいが経費が大きい。
38	(新規) 移送支援事業	交通の便が悪く、診療所の閉鎖により受診が困難となった方のために、勇払地区限定でトライアル事業として開始した。	○ボランティア、企業とのコラボレーション事例として、今後期待される事業形態である。 ●このまま無償で行うのか、利用料金を設定するのか検討が必要。利用料金を設定するためには課題をクリアしていかなければならない。
39	(新規) 包括的支援体制に伴う 研修事業の実施	CSWを配置してから、各関係機関から個別ケースを引き継ぐことが増えており、各関係機関や専門職が一体となった支援が求められている。	○各機関の枠を超えた支援をCSWが担っており、病院などからの相談も増加している。 ●各機関との引継ぎや役割分担などの連携が十分にとられていない。

サロンの様子



事業内容	担当	事業区分
<p>病気等で入院が必要な状態の一人暮らしの高齢者が、飼っている犬・猫の世話を入院した場合に依頼できる人がおらず、入院を躊躇するといった問題に因應するため、事前に登録したボランティアと犬猫の一時的な預かりニーズとのコーディネートを行う。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>独自事業</p>
<p>町内会などの地域で、コロナ禍において行っている支えあい活動を参考に取り組みを広げるため、実践事例を紹介する。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>市補助事業</p>
<p>勇払地区に居住し、公共交通で受診することが困難な高齢者に対し、市内にある車のディーラーより試乗車を借用して、登録ボランティアが送迎支援をする。トライアル事業の検証を行いながら、令和4年度の本格実施に向けて検討を行っていく。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>独自事業</p>
<p>多様化する地域でのケース対応について事例検討などの研修を行うことで、連携の強化と専門職スキルの向上を目指し、包括的な支援体制構築を図る。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>補助事業</p>

生活支援コーディネーターによる出前講座



基本目標3 地域から信頼される社協づくり (まち)

重点目標 5 情報提供体制の充実

社協活動の周知や理解を深めるため、誰もが親しみやすい広報誌にしていくための改良を行い、ホームページやSNSについても情報発信ツールとして積極的に活用し、市民への社協PRを行っていきます。

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
40	社協だより発行	毎年4回発行している。ハートマクイズが好評。SNSやホームページがあっても、社協の広報誌として必要なツールである。	○ハートマクイズでは、応募者から読者としての感想が聞かれ、参考になる。 ●年4回と発行が限られているので、タイムリーな事業紹介に限界がある。
41	ホームページの充実	社協の事業や機構などの紹介を行っている。ブログでは、寄付の報告なども行っている。	○さまざまな情報の発信ツールとして活用できている。
42	社協パンフレットの充実	社協の事業を紹介するために作成。寄付者への依頼時などに活用している。	○社協の紹介をするためのツールとして活用しやすい。 ●小規模の改訂しかしておらず、今後、更にわかりやすく見やすいものへ変更が必要。
43	新たな情報発信ツールの活用	社協の情報発信としては、社協だよりとホームページが中心となっており、ホームページ内のブログが発信ツールとしてリアルタイムで情報発信をしているがSNSを使用していなかった。	○ブログは市民に浸透してきており、寄付報告などの掲載希望も多い。 ●ブログでは、高齢者には利用することが難しい。



年4回発行の社協だより

事業内容	担当	事業区分
<p>社協の活動や取組み等について、より多くの市民に情報発信し理解を得るための「社協だより」を年4回発行する。 また、編集体制を整備し紙面の工夫や内容の充実を図る。</p>	<p>総務課</p>	<p>独自事業</p>
<p>社協事業の取組みに関して地域住民などに開催事業などの情報をホームページやブログにて掲載し、随時更新する。</p>	<p>総務課</p>	<p>独自事業</p>
<p>地域における社協の役割と活動を知ってもらい、社協をより身近に感じてもらえるようパンフレットの充実を図る。</p>	<p>総務課</p>	<p>独自事業</p>
<p>フェイスブック（FB）・LINE・YouTubeチャンネルを活用した情報発信ツールを活用し、地域における福祉活動やイベントを紹介し、若い世代へのアプローチを行う。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>独自事業</p>

重点目標 6 地域を支える社協運営の強化

市交付金や委託費を今後も確保していくために、市民ニーズに合った事業を発展させていながら展開していかなければなりません。

社協の存在意義を市民などに理解してもらえるよう、事業展開を発展させていくために、継続して安定した法人運営を行い、役職員の研修や規程の整備等を行い、体制を整えていきます。

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
44	規程整備	現規程等を、必要に応じて順次見直しをしてきた。近年は、働き方改革などで、就業規程の見直しを行ってきた。	○特に働き方改革による規程整備が進んだ。 ●各法改正による見直しが不十分であり、改正をしなければならない。
45	地域福祉実践計画 検討委員会の開催	実践計画策定については、職員のプロジェクトチームで行ってきた。	○苫小牧市地域福祉計画との連携が行われた。 ●これまでの計画の策定後、見直しや検証作業が十分に行われていない。
46	介護保険事業の 健全な運営	健全な経営のため、赤字事業の廃止などに取り組んできた。現在は、黒字経営となっている。また、職員のスキル向上のため、研修について個別計画を立て行っている。	○独立採算がとれており、現在のところ健全な経営である。 ●専門職の確保が困難となり、介護事業が縮小している。
47	コンプライアンス 体制の構築	法令順守についての研修会を職員向けに行ってきた。	○研修を行ったことにより、法令順守についての意識が向上した。 ●システム的に継続した研修体制になっていない。 ●各役職での責任の分担が不明確になっている。
48	苦情解決処理 システムの充実	定期的に第三者委員会を開催し、苦情について対策を実施している。	○苦情対応について、外部の意見をもらうことで、対応の確認や対策について明確になっている。 ●苦情対応について記録の共有が十分とは言えない。
49	職員の育成	外部の研修については、部署毎に専門研修を受講している。 新採用職員は、市役所で行う新人研修に参加している。	○各種研修会には、財源を確保し、積極的に参加してきた。 ●新人研修プログラムがなく、新人については計画的な研修を行う必要がある。



事業内容	担当	事業区分
<p>様々な法令が関連している規程について、法令の改正に合わせた規程の改訂し、法令改正情報を把握して改訂していく。</p>	<p>総務課</p>	<p>—</p>
<p>地域福祉実践計画検討委員会で定期的な進捗状況の評価、点検を行い、苫小牧市地域福祉計画の策定・見直しと連動しながら、見直しを行う。</p>	<p>総務課</p>	<p>独自事業</p>
<p>介護保険制度に柔軟に対応しながら健全な運営を図る。また、高齢者の社会参加や自立生活支援等の事業に取り組むとともに、介護職員の資質向上を図り良質なサービスの提供に努める。</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>—</p>
<p>国の制度改正等に沿って諸規程の整備を行い、法令や規程を遵守する体制を構築し、地域の社会福祉法人としての社会的責任を果たす。</p>	<p>総務課</p>	<p>独自事業</p>
<p>苦情における客観的背景や原因の究明を行い、各課との連携を図るとともに、苦情内容を共有し迅速な解決に努めるほか、第三者委員を選任し解決策を講じる。</p>	<p>総務課</p>	<p>独自事業</p>
<p>研修会の実施や参加による人材育成、また専門職資格取得への助成を行い、地域福祉の専門職として資質の向上と意識改革を図る。</p>	<p>総務課</p>	<p>独自事業</p>

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
50	役員研修	顧問弁護士によるコンプライアンス関連の研修を職員とともに行った。	○役員の法人運営に関わる機会となった。 ●研修内容について役員の意見が反映されていない。
51	個人情報保護の推進	規程の整備を行い、職員への教育を行ってきた。	○USBの取り扱いを制限するなど、個人情報の取り扱いについての対応をとった。 ●個人情報の取り扱いについての職員意識が十分とは言えない。
52	社協会員や寄付の有効な活用	社協の自主財源として、市民の皆様よりいただいている会費だが、個人・法人ともに減少傾向にある。	○普通会費については、一定の理解を得ており、安定している。 ●1号・2号会費の会員数が減少傾向にある。
53	愛情銀行	施設等で活用するおむつや拭き布等の物品の寄付や、指定寄付の窓口として行っている。	○拭き布など、継続して寄付をしてくれる方がおり、施設へ繋げることができている。 ●長年にわたり寄付を継続してきている方へ、表彰の対象になっていない。
54	公費の確保	交付金のほか、委託費については、毎年度交渉を行い、必要なものとそうでないものを見極めを共有してきた。	○事業について一定の評価を受けており、公費については必要額を確保できている。 ●人事異動に伴う委託費における人件費の増減が課題。



事業内容	担当	事業区分
今後の社協の運営及び事業のあり方に関する社協役員研修を行い、法人運営の充実を図る。	総務課	独自事業
各事業の個人情報の取扱いについて、個人情報保護規程に則り、職員の個人情報保護に対する意識向上を図る。また外部からの情報についても、個人情報保護規程と同様、適切に取り扱う。	総務課	—
社協だよりやホームページ等の広報活動を通じ、社協活動への理解を深めるため、PRを積極的に行ない、会員数や寄付金の拡大につなげる。	総務課	独自事業
市民の善意により預託された金品等を団体及び個人のニーズに合わせて提供し、福祉活動の増進を図る。	総務課	独自事業
地域福祉を支える民間団体として公共性の高い事業を展開し、公費の適正な財源確保を図る必要性について、市への理解と協力を積極的に働きかける。	総務課	—



重点目標 7 市民に親しまれる拠点づくり

社協の活動拠点である市民活動センターには、さまざまな福祉関係者などが訪れますので、さらに利用しやすく、気軽に集える環境にしていかなければなりません。

指定管理者として、市民の利用しやすさなどを追及し、サービスの向上や環境整備等を行い、市民活動を推進していきます。

	事業項目	実績と経過	○成果と●課題
55	市民活動センター の環境整備	開設から26年が経過し、修繕箇所が多くなっている。利用者数は増加しているが、設備が古くなっており、利便性について検討が必要。	○看板の設置などを行い、利便性が向上している。 ●修繕を必要としている箇所が多くなっており、計画的な修繕が必要であり、市と協議が必要。
56	指定管理自主事業 の実施	市民活動センターの利用促進のため、ロビーコンサートやフェスティバルなどを行った。また、4Fでは、コーヒーの販売を行っているほか、テーブルや椅子を替え、利用しやすい環境や雰囲気づくりを行ってきた。	○自主事業として市民が集いやすく、使いやすい雰囲気づくりでは、利用者に喜ばれている。 ●市民に喜ばれるイベント企画が行われてない。



事業内容	担当	事業区分
<p>指定管理業務である市民活動センターの管理運営を行うにあたり、利用者の声に耳を傾け、利便性向上のために館内の環境を整備していく。アンケートなどを実施し、市民ニーズを集約していく。また、修繕等については市と優先順位等を協議して、計画的な修繕を行っていく。</p>	<p>総務課</p>	<p>市指定管理</p>
<p>市民ニーズを把握することで、多くの市民が広く利用できるサービスを提供し、広く市民が参加できる事業や環境整備を展開して施設利用の満足度を高める。</p>	<p>総務課</p>	<p>独自事業</p>



資料編

苫小牧市社会福祉協議会の沿革

	国の動き	苫小牧市社協の動き
昭和21年	日本国憲法公布	
昭和22年	新・保健所法改正・公布 児童福祉法公布	
昭和23年	医療法、医師法、歯科医師法公布 民生委員法公布	
昭和24年	身体障害者福祉法	
昭和25年	精神衛生法公布 生活保護法交付	
昭和26年	社会福祉事業法公布 中央社会福祉協議会結成 (都道府県社会福祉協議会結成) 児童憲章制定	
昭和27年	戦傷病者戦没者遺族等援護法公布	苫小牧市社会福祉協議会設立(2月17日)
昭和29年	厚生年金保険法改正(定額部分の導入、支給開始年齢 60歳への引き上げ)	
昭和30年		世帯更生資金貸付事務開始
昭和31年	家庭養護婦派遣事業を開始	
昭和33年	国民健康保険法改正(国民皆保険)	
昭和34年	国民年金法(国民皆年金)公布	無縁仏の裏盆供養を高丘墓地霊灰堂で実施
昭和35年	精神薄弱者福祉法公布	市民相談所で法律相談開始 第1回高齢者健康コンクール実施
昭和36年	児童扶養手当法公布	生活応急資金貸付制度開始
昭和37年	社会福祉協議会基本要項発表	
昭和38年	老人福祉法公布	愛情銀行設置 結婚相談所開設(平成17年廃止) 第13回北海道社会福祉大会開催(苫小牧工業高校 体育館にて) 第12回北海道障害者社会福祉大会開催(苫小牧市立 若草小学校にて)
昭和39年	母子福祉法公布	町内会連合会結成発足、事務局設置 老人クラブ連合会結成発足、事務局設置 献血推進協議会結成発足、事務局設置
昭和40年	厚生年金法改正(1万円年金、厚生年金基金) 母子保健法公布	
昭和41年	国民健康保険法改正(7割給付実現)	
昭和43年		社会福祉法人の認可(厚生省社74号)(2月21日) 登録完了(3月19日) 第1回苫小牧市社会福祉大会開催
昭和44年	寝たきり老人に対する老人家庭奉仕員派遣制度 厚生年金保険法改正(2万円年金)	第1回在宅寝たきり老人見舞実施(平成12年廃止)
昭和45年	社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画策定 心身障害者対策基本法公布	
昭和46年	児童手当法改正	会員制度を設ける 北海道社協会長表彰受賞 老人福祉援護事業(老人援護グループの組織化)開始 愛の一声運動(健康飲料無料配布事業)開始
昭和47年		広報誌「社協だより」創刊号発行
昭和48年	老人医療費無料化(70歳以上) 健康保険法改正(家族7割給付、高額療養費) 年金制度改正(5万円年金、物価スライド制の導入)	高齢者無料職業紹介所設置認可(労働省収職611 号)(平成10年廃止) 社会福祉基金制度設置
昭和49年		全国社協会長表彰受賞
昭和50年		
昭和51年		
昭和52年		高額療養費貸付制度開始
昭和53年		ボランティア連絡協議会結成発足、事務局設置
昭和54年		第29回北海道社会福祉大会開催(苫小牧市民会館にて)

昭和55年	デイサービス事業、ショートステイ事業の実施	
昭和56年	児童福祉法改正(延長・夜間保育の実施) 国際障害者年年初年度	第1回婦人ボランティアスクール開催 福祉事務所(社会課廃止)所管の各団体関係事務を社協に移管 執行体制充実のため選任の常務理事及び2主幹3係制に機構改革 社会福祉会館新設(旧郵便局本局)、事務所を移転 社会福祉会館に苫小牧市手をつなぐ親の会が小規模授産所開設
昭和57年	障害者対策に関する長期計画策定 家庭奉仕員(大幅増員、所得制限撤廃)拡大 老人保健法公布	副会長定数2名制を3名制に機構改正
昭和58年	国連・障害者の10年 市町村社会福祉協議会法制化	社会福祉会館に障害児おもちゃライブラリー室開設
昭和59年	健康保険法改正(本人9割給付、退職者医療制度) 年金制度改正(基礎年金導入等)	社会福祉会館に青少年補導センター開設
昭和60年	医療法改正(医療計画) 児童手当法改正	社会福祉会館に社団法人シルバー人材センター開設 社会福祉会館の管理業務を受託 広報誌(60年8月発行第39号)全国コンクールにて最優秀作として全国社協会長表彰を受賞
昭和61年	老人保健法改正(老人保健施設)	第1回学童ボランティアスクールを小中学生を対象に実施
昭和62年	社会福祉士及び介護福祉士法成立	
平成元年	年金制度改正(完全自動物価スライド制、国民基金) ゴールドプランの策定	第1回サマーボランティアスクールを小中高生を対象に実施
平成2年	国民健康保険法改正(保険基盤安定制度の確立) 老人保健法等福祉関係8法改正	全国社会福祉協議会の委託を受け、ねたきり老人の在宅介護者リフレッシュ事業を実施
平成3年	老人保健法改正(老人訪問看護制度)	
平成4年	「新・社会福祉協議会基本要綱」策定 健康保険法改正(中期財政運営の導入) 医療法改正(医療提供の理念の規定)	
平成5年	国民健康保険法改正(物価安定化支援事業の制度化) 福祉用具の研究開発及び促進に関する法律 精神保健法改正 障害者に関する新長期計画	
平成6年	21世紀福祉ビジョン 地域保健法(保健所機能の強化保健所法の名称改正) 健康保険法等改正(入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添い看護の解消) 年金制度の改正(60歳前半の老齢厚生年金の見直し) エンゼルプランの策定 新ゴールドプランの策定	苫小牧市民活動センターの管理業務を受託、事務所移転
平成7年	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健法の名称改正) 国民健康保険法改正(保険料(税)軽減制度の拡充) 障害者プランの策定	執行体制充実のため在宅福祉係を新設し、4係制に機構改革 ホームヘルパー派遣事業を受託 移動入浴車派遣事業を受託
平成8年	厚生年金保険法改正(被用者年金制度の再編成) 基礎年金番号の実施	
平成9年	児童福祉法改正 健康保険法等改正 介護保険法制定 医療法改正 社会福祉基礎構造改革中間報告	
平成10年	特定非営利活動促進法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	道社協より福祉人材バンク事業を受託 ホームヘルパー派遣事業・訪問入浴介護事業を社協に一元化(市福祉事務所から社協へ移管される)

平成12年	介護保険法施行 社会福祉法の施行(社会福祉事業法の改正) 児童虐待の防止に関する法律	在宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所開設
平成14年	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 「市町村社協経営指針」策定 「地域福祉活動計画策定指針」策定 支援費制度	苫小牧市社会福祉協議会設立50周年記念・第20回 苫小牧市社会福祉大会開催(苫小牧市民会館にて)
平成15年	次世代育成支援対策推進法施行 「地域福祉計画」規定の施行	居宅生活支援事業所開設
平成16年	改正DV法施行	愛のランドセル運動事業を廃止
平成17年	発達障害者自立支援法施行 改正児童福祉法施行	事務局次長制を課制に機構改革
平成18年	改正介護保険法施行 障害者自立支援法施行 高齢者虐待防止・介護者支援法施行 障害者雇用促進法改正	ボランティアセンター開設 子育てサポートセンター開設
平成19年	新バリアフリー法	
平成21年	介護保険法改正(介護認定の判定基準見直し等)	ボランティアセンター運営委員会を設置
平成22年	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律改正 障害者自立支援法改正	高齢者・障がい者の生活あんしん窓口開設 苫小牧埠頭より移動入浴車寄贈
平成23年	高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正 障害者基本法改正	ふれあいサロン事業開始 日常生活自立支援モデル事業の受託 介護支援いきいきポイント事業開始 災害ボランティアセンターの整備 子育てサポートセンター受託終了
平成24年	障害者虐待防止法施行 子ども・被災者支援法 子ども・子育て支援法	苫小牧市社会福祉協議会設立60周年記念・ 苫小牧市社会福祉大会開催(苫小牧市民会館にて) 雪かきボランティア事業開始
平成25年	障害者総合支援法施行 (障害者自立支援法から改正) 障害者雇用促進法改正	日常生活自立支援事業開始
平成26年	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (母子及び寡婦福祉法から改正)	女性センター指定管理運営事業受託 法人成年後見事業開始 あんしん生活サポート事業開始
平成27年	生活困窮者自立支援法施行	権利擁護支援センター開設
平成28年	社会福祉法一部改正 (社会福祉法人制度改革) 成年後見制度利用促進法施行	町内会連合会・民生委員児童委員協議会事務局を 市へ移管 訪問入浴事業廃止
平成29年		台風10号水害へ職員派遣 CSW・生活支援コーディネーター配置 日赤苫小牧市地区・赤十字奉仕団事務局を市へ移管 女性センターを男女平等参画推進センターへ名称変更
平成30年		かざ預かり事業開始 胆振東部地震による被災地3町へ職員を継続派遣
平成31年 (令和元年)	改正生活困窮者自立支援法施行	第2層生活支援コーディネーター配置
令和2年	パートタイム・有期雇用労働法の一部施行 (同一労働同一賃金関連)	犬・猫一時預かり事業開始 楽しメール便発行

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals) とは

「持続可能な開発目標」として2015年の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193カ国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた17の国際目標です。

日本も積極的に取り組んでおり、企業や法人などもこの目標の達成のために取り組んでいます。

1. 貧困をなくそう



あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

2. 飢餓をゼロに



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

3. すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

4. 質の高い教育をみんなに



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

5. ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

6. 安全な水とトイレを世界中に



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

8. 働きがいも 経済成長も



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

9. 産業と技術革新の基礎をつくろう



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10. 人や国の不平等をなくそう



国内及び各国家間の不平等を是正する

11. 住み続けられるまちづくりを



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

12. つくる責任 つかう責任



持続可能な消費生産形態を確保する

13. 気候変動に具体的な対策を



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

14. 海の豊かさを守ろう



持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

15. 陸の豊かさも守ろう



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

16. 平和と公正をすべての人に



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

17. パートナリシップで目標を達成しよう



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

※「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（発行：外務省国際協力局）より

用語の解説

○ コミュニティーソーシャルワーカー (CSW)・・・P19 事業項目 12

地域を基盤とした相談援助専門職です。地域で生活していく上での困りごとなどを抱える住民の相談に応じ、課題の解決に向けて支援を行います。

高齢者や障がい者、また、子どもや生活困窮などの分野、制度の枠組みにとらわれず、関係機関との連携を図りながら包括的に相談に応じます。また、課題によって地域住民とともに課題解決を目指すなど支え合う地域づくりのための働きかけを行います。

○ サロン・・・・・・・・P27 事業項目 29

サロンとは、フランス語で談話室、集まる場所という意味があり、私たちは、地域の方々が集まり交流をする場所という意味で、地域の方々が交流し、仲間づくりをする場という願いを込め「ふれあいサロン」と呼んでいます。

○ 生活支援コーディネーター (SC)・・・・・・・・P29 事業項目 35

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って地域でくらし続けるための「地域包括ケアシステム」構築に向けて全国の市町村に設置が進められています。

高齢者を取り巻く生活課題と高齢者を地域で支えるための社会資源を把握し、地域で支え合う関係づくりや、そのための場づくり、また、地域活動を通じた高齢者の生きがいづくりを支援します。

○ SNS・・・・・・・・P33 事業項目 40

ソーシャル ネットワーキング サービスの頭文字。インターネットをとおして個人間でコミュニケーションをとる。基本的に個人登録しないと利用できない仕組みになっており、LINE や facebook などがあります。

○ コンプライアンス・・・・・・・・P35 事業項目 47

英語では要求や命令に従うことを意味するものですが、法人や企業では「法令順守」と言われることが多くなっています。しかし、ただ単に企業や法人が法令を守るという意味ではなく、法令順守を核として、内部の統制やハラスメントの他、企業の社会貢献への取り組みなど、広い意味での責任を含んでいます。

苫小牧市社会福祉協議会 理事・監事一覧

役 職	役 員 名	就任年月日	選出区分
会 長	渡 邊 敏 明	R1. 6. 25	(1)
副会長	吉 本 俊 憲	H2. 4. 22	(2)
常務理事	澤 田 憲 生	R2. 7. 1	(2)
理 事	柳 澤 香代子	H30. 6. 1	(2)
理 事	上 原 毅	H18. 4. 22	(1)
理 事	井 上 哲	H29. 6. 26	(1)
理 事	福 島 修	R1. 6. 25	(2)
監 事	磯 部 伸 一	H29. 6. 26	(2)
監 事	小 玉 孝 幸	R1. 6. 25	(2)

選出区分：(1) 社会福祉事業について学識経験を有する者

(2) 地域の福祉関係者



第6期地域福祉実践計画

～ともに支え合い みんなの笑顔が見えるまちづくり～

発行 社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会

住所 北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号
市民活動センター内

発行年月 令和3年4月